

岸和田市貝塚市斎場整備運営事業

要求水準書

令和 4 年 7 月

岸和田市

目 次

1. 総則	1
(1) 本要求水準書の位置づけ	1
(2) 事業の目的	1
(3) 事業の基本的な枠組み	1
(4) 適用法令及び基準等	3
(5) 要求水準書の変更	6
(6) 光熱水費の負担について	7
(7) 記載のない事項について	7
2. 施設整備に関する要件等	8
(1) 新斎場整備における基本的な考え方	8
(2) 敷地条件	8
(3) 施設の計画方針	10
(4) 建築付帯設備要件	16
3. 本施設の整備業務に関する要求水準	21
(1) 各業務の実施に関する共通事項	21
(2) 整備事業に係る調査業務	22
(3) 設計業務	22
(4) 土木造成業務	31
(5) 建設業務	32
(6) 火葬炉整備業務	35
(7) 運営支援システム・斎場予約システム整備業務	53
(8) 備品等整備業務	53
(9) 工事監理業務	54
(10) 環境保全対策業務	55
(11) 外構整備業務	55
(12) 既存斎場解体業務	55
(13) 整備業務に係る各種許認可申請等業務	56
(14) その他本施設の整備上必要な業務	56
4. 維持管理業務に関する要求水準	57
(1) 基本要件	57
(2) 建物保守管理業務	58
(3) 建築設備保守管理業務	58

(4) 火葬炉設備保守管理業務	58
(5) 残骨灰・集じん灰の管理及び処理業務	59
(6) 植栽外構維持管理業務	59
(7) 備品等管理業務	60
(8) 清掃業務	60
(9) 警備業務	60
(10) 環境衛生管理業務	61
(11) その他本施設の維持管理上必要な業務	61
5. 運営業務に関する要求水準	62
(1) 基本要件	62
(2) 稼働準備業務	63
(3) 予約管理業務	63
(4) 総合案内業務	63
(5) 告別業務	64
(6) 火葬炉運転業務	64
(7) 収骨業務	64
(8) 待合関連業務	65
(9) 多目的室管理業務	65
(10) 公金徴収代行業務	65
(11) 自動販売機等設置管理業務	65
(12) その他本施設の運営上必要な業務	65
6 事業期間終了時の対応	67
(1) 組合による確認	67
(2) 事業者による報告	67
(3) スケジュール	67

1. 総則

(1) 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、岸和田市（以下「市」という。）が、岸和田市貝塚市斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたって公表する募集要項、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）（総称して「募集要項等」という。）と一体のものである。

また、本事業に関しての前提条件や事業者に要求する本施設の整備業務、維持管理業務及び運営業務の水準を規定するものであり、令和2年度に策定した岸和田市・貝塚市新斎場整備基本計画に沿うことを基本としている。要求基準として具体的な特記仕様が規定されていない内容については、積極的に創意工夫を發揮した提案を行うものとする。

(2) 事業の目的

岸和田市立斎場は稼働開始から約50年、貝塚市立斎場は約40年が経過し、施設及び設備の老朽化や今後増大する火葬需要に対応することなどが課題となっている。このような状況に対応するため、両市は共同で本事業を行うとともに、D B O方式を採用することで、広域連携によるスケールメリットと民間活用による効率的かつ効果的な事業推進を図ることを目的とする。

(3) 事業の基本的な枠組み

① 本事業の対象業務

本事業は、新斎場の設計、建設、工事監理、維持管理運営に加え、周辺敷地における駐車場、給水管の整備等を行う。

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 本施設の整備業務

- ・ 整備事業に係る調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 土木造成業務
- ・ 建設業務
- ・ 火葬炉整備業務
- ・ 運営支援システム・斎場予約システム整備業務
- ・ 備品等整備業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 環境保全対策業務
- ・ 外構整備業務
- ・ 既存斎場解体業務
- ・ 施設整備に伴う各種許認可申請等業務
- ・ その他本施設の整備上必要な業務

イ 維持管理業務

- ・ 建物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務

- ・火葬炉設備保守管理業務
- ・残骨灰・集じん灰管理及び処理業務
- ・植栽外構維持管理業務
- ・備品等管理業務
- ・清掃業務
- ・警備業務
- ・環境衛生管理業務
- ・その他本施設の維持管理上必要な業務

ウ 運営業務

- ・稼働準備業務
- ・予約管理業務
- ・総合案内業務
- ・告別業務
- ・火葬炉運転業務
- ・収骨業務
- ・待合関連業務
- ・多目的室管理業務
- ・公金徴収代行業務
- ・自動販売機設置管理業務
- ・その他本施設の運営上必要な業務

② 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、契約日（令和5年3月を予定）から令和23年3月末日までとする。
新斎場の設計建設期間及び維持管理運営期間は、次のとおりとする。

- ・設計建設期間 事業契約締結～令和8年度
- ・供用開始 令和8年4月（予定）
- ・維持管理運営期間 令和8年4月（予定）～令和23年3月（15年間）
 - ※ 既存の岸和田市立斎場は、現状の体制にて新斎場の供用開始の日の前日まで稼働し、供用開始後に解体する。
 - ※ 設計建設期間は、供用開始後の既存斎場の解体工事及び外構工事を含む。

③ 事業方式

- ・D B O方式

④ 事業主体

- ・本施設の施設整備業務：市
- ・維持管理業務、運営業務：岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）

(4) 適用法令及び基準等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令、条例、基準等（以下「関係法令等」という。）は次に示すとおりであり、いずれも業務実施時点の最新のものを適用すること。また、ここに示されていない関係法令等であっても、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令等について遵守すること。

なお、関係法令等に基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその手続きを実施すること。

① 法令

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- ・景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・特定特殊自動車排出ガス規制法（平成 17 年法律第 51 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）
- ・警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- ・その他関係法令等

② 条例等

- ・大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）
- ・大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）
- ・大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）
- ・大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）
- ・大阪府環境基本条例（平成 6 年大阪府条例第 5 号）
- ・大阪府エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則
- ・大阪府安全なまちづくり条例（平成 14 年大阪府条例第 1 号）
- ・大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）
- ・大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年大阪府条例第 7 号）
- ・岸和田市開発行為等の手続等に関する条例（平成 22 年条例第 4 号）
- ・岸和田市景観条例（平成 22 年条例第 19 号）
- ・岸和田市火災予防条例（昭和 48 年条例第 37 号）
- ・岸和田市環境保全条例（平成 15 年条例第 16 号）
- ・岸和田市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成 24 年条例第 5 号）
- ・その他関係条例等

③ 各種基準等

ア 調査、設計及び施工関連基準

- ・官庁施設の基本的性能基準及び同解説

- ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築物の構造関係技術基準解説書
- ・敷地調査共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築設備計画基準及び同要領
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・官庁施設の設計業務等積算基準
- ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ・公共建築工事積算基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）
- ・建築工事監理業務委託共通仕様書
- ・建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・昇降機技術基準の解説
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・岸和田市給水装置工事施行要領

イ 施工関連資料

- ・建設工事安全施工技術指針

- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・安全・安心ガラス設計施工指針増補版

ウ 保全関連基準

- ・建築保全業務共通仕様書
- ・建築保全業務積算基準

エ 建設リサイクル法関連資料

- ・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（營繕）について
- ・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル

オ 維持管理運営関連資料

- ・地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き
- ・官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項
- ・指定管理者制度活用のためのガイドライン

カ その他の各種の規準、指針等

- ・建築工事標準仕様書／同解説
- ・大阪府建築物の敷地等における緑化を促進する制度（平成18年）
- ・岸和田市土木工事標準仕様書
- ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
- ・鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編
- ・建設副産物適正処理推進要綱
- ・建設リサイクルガイドライン
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
- ・公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画
- ・日本産業規格（JIS）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・社団法人日本電機工業会標準規格（JEM）
- ・天井等の非構造材の落下事故防止ガイドライン
- ・構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・擁壁設計標準図
- ・室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について
- ・駐車場設計・施工指針同解説
- ・岸和田市放送電波受信障害の防止に関する指導要綱
- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月）
- ・その他関連する基準及び指針等

（5）要求水準書の変更

① 要求水準書の変更事由

市及び組合は、本事業期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容

の変更の必要性により、要求水準書の変更を行うことができる。

要求水準書の変更に伴い、事業者が行う業務内容に変更が生じる場合は、事業契約書の条項に基づき、所定の手続きを行うものとする。

② 要求水準書の変更手続き

市及び組合は、要求水準書を変更する場合、事前に事業者に通知する。

要求水準書の変更に伴い、事業者に支払う対価を含め、事業契約書の変更が必要となる場合は、契約変更を行うものとする。

③ 事業期間終了時の要求水準

事業者は、事業期間終了時において、施設（斎場予約システムを含む。）のすべてが本要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で組合へ引き継ぐものとする。

建築部材の標準的な耐用年数を踏まえ、事業期間内においては、建築物の大規模修繕は想定しないものとする。

事業期間終了時の建物（建築、機械設備、電気設備及び昇降機設備）及び火葬炉設備については、概ね2年以内の大規模修繕（「建築物修繕措置判定手法」（建設大臣官房庁営繕部監修）の大規模修繕に関する記述に準ずるものとする。）、又は、更新を必要としない状態とすること。

本事業の事業期間内においては、建築物の大規模修繕は事業者の業務範囲外とする。万が一、事業期間中に大規模修繕が必要となった場合には、別途、組合の負担により実施する。なお、組合が本施設の大規模修繕の実施、及び、事業期間終了後の事業実施方法の検討を行うにあたり、事業者は、組合が適切な修繕及び検討等に取り組むことができるよう必要な支援等を行うものとする。ただし、大規模修繕が必要となった原因が事業者にある場合は、事業者の責任において行うこと。

事業期間終了にあたり、事業者は組合と協議のうえ日程を定め、事業期間終了時の要求水準について協議を行うとともに、組合の立会いのもとに上記状態についての確認を受けることとする。

(6) 光熱水費の負担について

本事業の維持管理運営に係る光熱水費（電気、水道、燃料（ガス等））は組合が負担する。支払方法については、組合が供給者と契約し、支払う。

- ・事業者は、施設の維持管理運営においては、積極的に省エネルギーに取り組むこと。
- ・自動販売機等の自主事業に要する光熱水費は、事業者の負担とする。事業者は、毎月の使用量を別途子メーターで管理し、使用量報告書を組合に提出すること。組合は、使用量報告書をもとに事業者に光熱水費を請求し、事業者は組合に支払う。

(7) 記載のない事項について

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守した上で、事業者の提案とする。

2. 施設整備に関する要件等

(1) 新斎場整備における基本的な考え方

次のとおりとする。

【新斎場整備における基本的な考え方】

1) 最後のお別れの場にふさわしい施設

誰にでも訪れる人生の終焉、その最後のお別れの場にふさわしいやすらぎと品位を持った施設づくりを進める。

2) 故人を偲び、悲しみを癒し、慈しみを感じる施設

大切な人を偲び、送る場としてお別れの悲しみに対する癒しと、悲しみを乗り越えていくとする慈しみを与える施設づくりを進める。

一連の葬送行為を個別性の高い空間で行えるよう、会葬者の動線及び諸室の配置等を考慮し、プライバシーを確保した施設づくりを進める。

また、すべての人が快適に利用できるようユニバーサルデザインを採用し、利用者ニーズを踏まえたスペース及び機能を備えた施設づくりを進める。

3) 人と環境にやさしく、誰からも愛され大切にされる施設

周辺環境と調和し、地域に受け入れられるとともに、ランドスケープデザインの考え方を採り入れ、自然や景観と共生する施設づくりを進める。乳幼児から高齢者、障害者に至るまで、誰もが心安らかで安心して快適に過ごせる、誰からも愛され大切にされる施設づくりを進める。

働き手にとっても、快適で誇りを持って働く施設づくりを進める。

4) 将来の火葬需要に対応した施設

高齢化の進行に伴い、増加する火葬需要に対応できる施設、運営方式を検討する。

5) 維持管理費が低コストの施設

省エネ・省資源及び高耐久な構造体と内外仕上げ材の使用等、維持・管理費の削減を目指す。

6) 災害時にも対応可能な施設

災害に強い構造（耐震、免震）を検討するとともに自家発電設備を設置し、停電時でも一定期間は火葬することができる施設とする。

(2) 敷地条件

① 敷地概要

本敷地は海岸寺山風致地区内にあり、また岸和田市景観計画において「里の景観区」に位置していることから、地形や植生の保全に配慮し、周辺に調和した景観形成を目指すものとする。

心安らかに過ごせる空間となるよう、適切に視点場を設定し、造成計画、建築物の配置及びデザイ

ン、緑化計画、その他の外構を含めて総合的に計画すること。

新斎場の建設予定地の概要は次のとおりである。

種類	火葬場
所在地	大阪府岸和田市流木町 1092 番地の 1
敷地面積	約 14,000 m ²
用途地域等	市街化調整区域 ・海岸寺山風致地区 ・宅地造成工事規制区域 ・景観計画区域「里の景観区」
防火指定	指定なし
建ぺい率・容積率	40% ・ 200%
高さ制限	15 メートル
土地利用履歴	・昭和 39 年～昭和 44 年 : 塵芥焼却場 ・昭和 46 年～現在 : 岸和田市立斎場

② 周辺状況

ア 敷地の位置

敷地は、岸和田市の概ね中央西側、貝塚市との市境界付近に位置する。

イ 敷地の周辺状況

周辺の状況は、当該敷地の北側と東側に公共墓地が整備されており、北側は市道包近流木線、西側は市道岸和田三ヶ山線に接しており、敷地への進入路となっている。

南側は、公共墓地の場内道路が隣接している。

西側の市道に隣接して津田川水系小渕川が流下し、当該敷地の流末となる。小渕川より西側は、農地が広がり、一部資材置場等が存在する。

③ 地盤状況

敷地の地盤状況は、公表資料を参照すること。

ア 周辺地質の概要

既存敷地の周辺地形は、西面に大阪湾を臨み、南面、北面、東面に和泉山地に沿って岸和田台地、泉南丘陵が分布している。周辺地質が段丘堆積岩となっている新生代第四紀・更新世の沖堆層が分布している。また、周辺地質は、段丘堆積岩となっている。

イ 留意事項

造成を伴う土地利用を想定すると、自然地盤と人工的な盛土部のバランスに注意する必要がある。

④ インフラの整備状況

インフラの接続要件は下表のとおりとする。事業者の判断と責任において各設備管理者に確認すること。

上水道	・敷地北側の岸和田市墓苑第1墓苑の敷地内を経由する給水管の整備を行うこと。同墓苑内の給水施設への給水を兼用する給水管を敷設すること。
下水道（汚水）	・敷地西側の現存する公共下水道（既存最終拠）に接続すること。
下水道（雨水）	・敷地内に調整池を設け、敷地西側河川（小渕川）へ放流すること。 ・調整池については、岸和田市開発行為等の手続等に関する条例に基づき検討を行い、担当部局と協議の上、設置するものとすること。
電力	・電力会社と協議の上、既存の電力線から引き込むこと。
通信	・通信会社と協議の上、既存の電話線等から引き込むこと。
都市ガス	・ガス供給会社と協議の上、既存の埋設管から引き込むこと。

（3）施設の計画方針

① 施設整備の基本要件

新斎場整備における基本要件は、次のとおりである。

敷地面積	14,000 m ² (整備対象の面積)
延床面積	約 3,100 m ² ・ 1 F : 約 1,720 m ² ・ 2 F : 約 1,380 m ² ※ 岸和田市・貝塚市新斎場整備基本計画による。上記を検討の目安とすること。
火葬炉数	火葬炉 8 基、動物炉 1 基
火葬炉使用燃料	都市ガス
待合室	6 室
式場	なし（ただし、直葬等を執り行える多目的室を設置）
駐車場	約 2,400 m ² ・ 57 台以上 (普通車 30 台、障害者用スペース 2 台、大型バス 1 台、マイクロバス 6 台、管理用 18 台) ※ 岸和田市・貝塚市新斎場整備基本計画を参照。上記の駐車台数を下限として検討すること。
供用開始	令和 8 年 4 月（予定）

ア 造成工事について

事業敷地、民有地、通路の各境界がわかるように、市と協議のうえ、敷地境界杭を設置すること（境界が未確定の民有地部分を除く。）。

本計画における造成は、当該地の特徴から以下に示す条件により行うこと。

- ・当該地の造成は、切土が中心となることから、処分対象となる残土量を抑える計画とする。
- ・切土のり面は、建物との離隔（建築基準法）を十分確保するとともに、切土のり面に T 型擁壁等の保護工を計画する。
- ・新斎場建設中は、既存斎場を利用するため、既存斎場との離隔を十分に確保する。

- ・市道岸和田三ヶ山線からの車両進入と、公共墓地の場内道路からの取り合い接続可能な計画地盤高さ設定とする。
- ・既存斎場の場内道路へ接続可能な計画地盤高さ設定とする。
- ・造成は、切土、盛土のバランスを調整するため、現況施設の地盤との高低差を設定し、計画構造物の南側及び北側にT型擁壁等により既設地盤との取り合いに留意する。
- ・宅地造成許可申請の手続きを行うこと。
- ・境界が未確定の隣地に対しては、斎場敷地からのアクセスを阻害しないこと。

イ 調整池

岸和田市開発行為等の手続等に関する条例に基づき設置すること。

- ・雨水排水は計画地西側にある $\phi 600$ の暗渠配管を経て小渕川へ放流されている。
- ・開発後の雨水排水量が流出増とならないように貯留施設を設置し、現況以下に流出抑制する。
- ・流出抑制施設は、維持管理が容易なものとする。
- ・貯留施設の容量は、調整池等流出抑制施設技術基準（平成7年10月）（大阪府）に準拠して計算する。
- ・調整池に関しては、担当部局と協議を行い、同意を得て設置するものとする。

② 施設整備の計画要件

新斎場整備における基本方針は、次のとおりである。

【新斎場整備における基本方針】

- ・無煙、無臭化を図る等、機能と設備に最新の技術を取り入れ、環境保全を最重点に考えること。
- ・周辺の自然環境と調和のとれた建物とすること。
- ・建物は、全体に明るく清潔であると同時に、内部が厳粛な雰囲気をもったものとし、参列者が来場から収骨後の退場までスムーズに利用できるように配慮すること。
- ・火葬から収骨までの時間の流れの中で、静的な雰囲気を保つとともに、遺族のプライバシーが保たれる配置とすること。

ア 開場しながらの建替え

- ・既存斎場を開場しながらの新斎場整備となるため、既存斎場の利用者の安全性を確保し、心情に十分配慮すること。
- ・既存の六地蔵及び供養塔は、新斎場整備後も残存させること。移設は可とする。
- ・施設整備中は、仮設駐車場を設けること。なお、敷地外の利用可能用地（市有地：別紙4「仮設ヤード敷地位置図」仮設ヤード敷地A及びB）を活用できるものとする。仮設ヤード敷地Aについては、提案により供用開始後も継続して利用することができるものとする。この場合、維持管理業務の対象となる。

イ 動線計画

- ・告別前の会葬者、遺族等と収骨後の会葬者、遺族等が交錯しないように配慮すること。

- ・火葬部門と待合部門の間には、会葬者の緊張を和らげるような空間を設けること。
- ・待合室は、グループ別に火葬が終了するまで待てる広さとすること。
- ・管理事務室は、敷地内における会葬者の出入り、葬送の動線が把握でき、火葬許可証の受取りがしやすい位置に設けること。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準（移動と円滑化基準）に適合したものとすること。

ウ 配置計画

- ・周辺環境との調和、利用者の利便性、ニーズ、動線等を考慮したものとすること。
- ・周辺からの景観について配慮し、適切な配置を提案すること。

エ 外構計画

- ・外構・景観計画は、地形や植生の保全に配慮しつつ、造成計画、建築物の配置及びデザイン、緑化計画、その他の外構を含め総合的に計画を行い、周辺に調和した景観形成を目指すこと。
- ・施設敷地内に車両等が無断で進入できないよう、管理上必要な門扉、柵等を設置すること。
- ・六地蔵や供養塔への参拝者に配慮した計画とすること。
- ・駐車台数はできるだけ多く確保すること。
- ・植栽の一部に花壇スペースを設けること。六地蔵や供養塔と一体的な位置とすること。なお、当該花壇スペースの日常的管理は事業者が主体的に実施するものとし、季節の花植えや草引きを地元住民と協働しながら年数回行うこと。
- ・敷地の高低差を考慮し、適切に調整池、擁壁、転落防止対策等を整備すること。
- ・外灯は、自動点灯・消灯及び時間点灯・消灯が可能な方式とすること。
- ・調整池については、安全性を確保しつつ、周りの景観に調和した整備を検討すること。

オ 六地蔵、供養塔

- ・既存の六地蔵、供養塔を敷地内に残存させ（供養塔は、動物1基のみ残し、人1基を新設する。移設は可）、整備期間中であっても参拝を可能とすること。設置位置は提案とするが、地下の保有庫は撤去し、名板は現在の物を使用すること。参拝者等の心境や周囲からの見え方等に配慮すること。

カ 防災計画

(ア) 停電時への対応

- ・停電時でも火葬業務（火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備）を行うことが可能な発電機設備を設置すること。自家発電機は、72時間の燃料を確保すること。また、火葬炉設備の燃料を必要量備蓄しておくこと。
- ・燃料タンク及び燃料ポンプは、自家発電機への燃料供給を安定的に行えるものとし、消防法等に適合したものとする。

(イ) 断水時への対応

- ・受水槽に緊急遮断弁を設置し、災害時等で断水が生じた場合の給水量を確保すること。

キ 駐車場

- ・駐車場は、57台以上（普通車30台、障害者用スペース2台、大型バス1台、マイクロバス6台、管理用18台）が駐車可能となるよう計画すること。
- ・駐車場の区画ラインは、U字ラインを採用すること。

ク その他

- ・敷地内は禁煙とする。

③ 建築施設の整備要件

ア 施設の構造

施設の構造については、「官庁施設の総合耐震計画基準・対津波計画基準（国土交通省）」及び同解説に基づき、次のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	II類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

イ 基礎構造

基礎構造は、地質調査結果により、最適な形式を設定し、その損傷等により、鉛直力、水平力、地盤の液状化等による影響に対して十分安全な構造とすること。さらに、大地震動に対して鉛直方向の耐力低下がなく、上部構造の機能に有害な影響を与えないものとすること。

ウ 構造形式

施設の構造形式は、防火区画を形成しやすいこと、建築物内各種振動・騒音の伝搬を抑えやすいことに留意し、鉄筋コンクリート造を基本とすること。

エ 施設の構成

斎場の構成は、次のとおりとする。

なお、諸室構成については、最低限必要な諸室を示したものであり、会葬者へのサービス水準の向上に資することや斎場職員の働く場としての機能向上等に配慮し、配置及び構成を提案すること。

また、施設面積等は、火葬場の建設・維持管理マニュアル（特定非営利活動法人日本 環境斎苑協会）を参考に設定すること。

火葬部門	<ul style="list-style-type: none">・入場から告別・収骨までの火葬業務を行う場所 <p>【諸室構成】</p> <ul style="list-style-type: none">車寄せ、エントランスホール、告別・収骨室、靈安室、多目的室、トイレ、その他（通路、階段、倉庫等）
待合部門	<ul style="list-style-type: none">・告別の後、遺族等の会葬者が収骨までの間、一時的に休憩する場所・遺族の悲しみをやわらげるような雰囲気を醸し出す、質の高い空間構成とする

	<p>こと。</p> <p>【諸室構成】</p> <p>待合ホール（待合コーナー）、待合室、授乳室、キッズコーナー、給湯室、トイレ、自動販売機、倉庫、宗教者等控室、関係事業者控室、その他（通路、階段、エレベーター等）</p>
管理部門	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬作業、火葬場の管理運営を行う場所 ・受付・運営支援システムの導入等により事務処理の効率化を図ること。 <p>【諸室構成】</p> <p>炉室、炉機械室、残灰処理室、残骨灰・集じん灰庫、台車庫、電気室等、発電機室、空調機械室、受付、事務室、監視・制御室、更衣室、休憩室、トイレ、湯沸室（湯沸コーナー）、その他（通路、階段、倉庫、ユニットバスルーム等）</p>

オ 火葬部門の整備の考え方

エントランスホール	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスゾーンは、会葬者が本施設に初めに接する部分であり、会葬者の心情に配慮した安らぎの感じられる雰囲気の空間とすること。 ・火葬が重複した場合に混雑が予想されるため、可能な限り広いスペースを確保すること。 ・会葬者に分かりやすい案内表示を設けること。 ・エントランスの車寄せは、マイクロバスの停車にも対応し、風雨を避けられること。
告別・収骨室	<ul style="list-style-type: none"> ・告別室と収骨室は兼用とし、火葬炉2炉に対して1室を計画すること。 ・特定宗教、宗派の様式に偏らないよう配慮すること。 ・火葬集中日においても、他の会葬者や従業員との動線が交錯しないように考慮すること。 ・会葬者が柩を囲み、最後のお別れができること。 ・読経等による他の葬列への影響も配慮すること。 ・遺影台や焼香台等を設置すること。 ・遺族が収骨の行えるスペースを確保すること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・会葬者に配慮し、適切な場所にトイレを設けること。 ・オストメイト対応の多目的トイレを設置すること。 ・大便器は洋式、温水洗浄付き暖房便座とし、便座の衛生面にも配慮すること。 ・女子用トイレには、擬音装置を設置すること。 ・非常用ブザー、手すり、ベビーチェア等を設置すること。
式場	<ul style="list-style-type: none"> ・設けない。
多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・直葬や市に申し込んで行う簡易な葬儀を執り行える多目的室を設けること。 ・1階に1室設置すること ・多目的室は有料とする。
靈安室	<ul style="list-style-type: none"> ・2体収容することとする。冷蔵施設は設置しないが、空調設備を設置すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・外部と内部の両方から出入できる配置とすること。 ・靈安室、火葬炉、多目的室を移動する動線に配慮すること。
その他 (通路、階段、 倉庫等)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性に配慮すること。 ・斎場職員や運営事業者の働きやすさに配慮すること。

カ 待合部門の整備の考え方

待合ホール (待合コーナー)	<ul style="list-style-type: none"> ・厳粛な空間構成にするとともに、会葬者に十分な憩いと安らぎを提供するため、できる限り広い空間を確保すること。 ・待ち時間の過ごし方に十分配慮した待合ホールとすること。 ・ソファー等の家具を設置すること。
待合室	<ul style="list-style-type: none"> ・待合室の面積は、1会葬あたりの会葬者数を概ね30人と想定し、6室設けること。 ・洋室を基本とし、一部に畳スペースを確保すること。 ・テーブルや椅子を設置すること。 ・無線LANサービス(Wi-Fi)が利用できる環境を整備すること。 ・収骨までの待ち時間の過ごし方に十分配慮した待合室とすること。 ・待合室は無料とする。
授乳室	<ul style="list-style-type: none"> ・個別に設けない場合は、仕切り等で仕分けられること。 ・安心して利用できるよう、プライバシーに配慮すること。 ・椅子、おむつ替えベッド、流し台等、必要な設備を設置すること。
キッズコーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの会葬者が、待ち時間中に安全に時間を過ごせる場を設置すること。 ・怪我や事故等が起こらないように安全性に配慮をすること。
給湯室	<ul style="list-style-type: none"> ・会葬者が利用しやすい配置とすること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬部門のトイレと同等とする。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料等を提供する自動販売機を設置すること。 ・設置に際しては、その場の雰囲気に合わせて色彩の調和や遮蔽等の工夫に配慮する。
宗教者等控室	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教者等の控室を設けること。
関係事業者控室	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭事業者や清掃員等が利用する控室を設けること。
その他 (通路、階段、 エレベーター等)	<ul style="list-style-type: none"> ・会葬者の安全性・利便性に配慮すること。 ・別グループの会葬者間の動線が交錯しないよう配慮すること。

キ 管理部門の整備の考え方

炉室	<ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンスが適切、容易に行える火葬炉及び付属機器の配置とすること。 ・排気筒は、周辺からの見え方に配慮すること。
炉機械室	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場職員の安全性や健康管理に留意し、防音、空調、採光等、良好な作業環境を保つこと。

残灰処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・残骨灰や集じん灰を一時的に集積・保管する場所を設けること。 ・排出の際に、会葬者及び参拝者等の目に触れることのないよう考慮すること。 ・粉じん対策を講じること。
残骨灰・集じん 灰庫	<ul style="list-style-type: none"> ・集積した残骨灰・集じん灰を一時保管できる場所を設けること。 ・動物の残骨灰・集じん灰庫を供養塔の下に設置すること。 ・搬入の際に、会葬者及び参拝者等の目に触れることのないよう考慮すること。
電気室等	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場施設の受変電・配電に必要な設備を設置する部屋を設けること。 ・炉機械室等の空調・換気設備を設置する機械室を設けること。なお、施設全体の機械室と同一スペースとすることを可とする。 ・設置場所は提案とする。
発電気室	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用の発電機を設置する部屋を設けること。設置場所の斎場施設内・外について提案とする。
受付	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬申込の受付窓口を設けること。 ・動物火葬の受付は、別途設けること。なお、動物火葬の収骨は対応しないこととする。 ・動物受付へのアプローチは、他の会葬者の動線と分離して別に設けること。
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場の管理運営を行うため、利便性のよい位置に設けること。
監視・制御室	<ul style="list-style-type: none"> ・運営時やメンテナンス時に集中的な監視が行えるよう、適切な位置に配置すること。また、監視機器類が余裕を持って配置できる計画とすること。 ・モニターだけでなく、目視においても炉室等が確認できる計画とすること。
台車庫	<ul style="list-style-type: none"> ・会葬者の気持ちを害さないよう、使用していない台車等を収納する倉庫等を設けること。
空調機械室	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内を空調・換気する機械設備を設置する部屋を設けること。 ・排気は、周辺への影響がないよう配慮すること。 ・屋外に設置する場合は、防錆対策等を行うこと。
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場職員用の更衣室を男女別に設けること。
休憩室	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場職員の休憩室を設けること。 ・快適な職場環境の創出に配慮すること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場職員、関係事業者用の男女別トイレを設けること。
湯沸室 (湯沸コーナー)	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沸室（湯沸コーナー）を設けること。
その他 (通路、階段、 倉庫、ユニット バス等)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性に配慮すること。 ・斎場職員や関係事業者の働きやすさに配慮すること。 ・台車等の整備や材料等の保管及び作業スペースを確保すること。 ・職員用の男女別のユニットバスを設置すること。

(4) 建築付帯設備要件

① 基本要件

- ・関係法令、所管行政庁の規制及び規格等を遵守すること。また、本要求水準書に記載のないものについても、関係法令に従って必要な設備はすべて整備すること。
- ・維持管理上の作業性も含め、建築、設備及び火葬炉の総合的かつ経済的な検討を行って計画すること。
- ・省エネルギーと環境負荷低減の対策を考慮すること。
- ・快適な作業環境及び執務環境を確保すること。
- ・高齢者や障害者を始め、幅広い世代の人に対して、安全性と利便性を確保すること。
- ・非常時にも安全に使用できる設備とすること。
- ・維持管理及び更新が行いやすいよう、大型扉やマシンハッチ等を設置すること。
- ・保守点検、清掃、維持管理が容易となる構造、材質とし、必要なスペースを確保すること。

② 電気設備

ア 受変電設備

- ・受電設備は、電気事業法等関係法令を遵守し、適切な規模のものを設置すること。また、保守点検、維持管理が容易となるよう計画すること。
- ・配線は、エコ仕様とし、目的及び環境に適したものを使用すること。
- ・配線は、原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用し美観を損わないよう配慮すること。
- ・ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- ・使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・盤類及び機器類は、搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。

イ 発電設備

- ・災害時等、インフラ途絶となった場合に対応するため、非常用の発電設備を設置すること。
- ・発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置するとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置した上で、火葬炉設備と火葬業務遂行のために最低 72 時間以上、施設を稼働できる容量とすること。
- ・太陽光発電設備を設置し自家消費すること、可能ならば蓄電池を導入すること。

ウ 誘導支援設備

- ・エレベーター、トイレ等に、異常があった場合に表示窓の点灯と音等により知らせることでできる呼出ボタン等の設備を設置すること。
- ・事務室への移報及び表示を行うことで、安全性を確保すること。

エ 幹線設備

- ・電気室より建物内分電盤、動力制御盤に対し電源供給を行うこと。
- ・エコケーブルを採用し、環境に配慮した計画を行うこと。

オ 動力設備

- ・動力制御盤を設置し、空調設備、衛生設備、火葬炉設備等への電源供給と制御を行うこと。
- ・動力制御盤は、原則として機械室内に設置すること。
- ・機器の警報は監視室及び事務室で受信できるようにし、各動力制御は中央管理できるようにすること。

カ 電灯及びコンセント設備

- ・照明設備は、業務内容、執務環境等に応じて、光環境の確保を図り、保守管理等が容易な設備を設置すること。
- ・特に吹抜等高所にある器具に関しては、長寿命型器具の採用及び自動昇降装置等にて容易に保守管理ができる計画とすること。
- ・省エネルギー型器具（LED等）を採用すること。
- ・非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置すること。
- ・外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・照明設備は、各室において操作できるものとし、事務室で中央管理がされること。
- ・停電時に火葬を継続する際に、必要最低限の照度を確保する照明器具を自家発電回路とすること。
- ・トイレ等の利用者の出入りを伴う場所については、自動で点灯消灯の可能な方式とすること。
- ・非常用コンセントを適宜設置すること。

キ 避雷設備

- ・避雷設備が必要となる場合は、建築基準法及び消防法に基づき設置すること。

ク 構内情報通信網設備

- ・運営支援システムの使用に適切な LAN 設備等を設置すること。

ケ 構内交換（電話）設備

- ・内線電話機能を有する電話設備を各室に設置すること。
- ・外部通信機能に必要なアナログ局線と光回線を引き込む計画とすること。
- ・非常電源設備に接続すること。

コ 情報表示（時計）設備

- ・事務室を始め、施設内要所に時計を設置すること。

サ 拡声設備

- ・関係法令等による設備及び施設内案内用の放送設備を設置すること。
- ・事務室にアンプを設置し、非常放送及び業務放送が行えるよう計画すること。

シ 監視カメラ設備

- ・防犯用の監視カメラを設置し、不審者の監視を事務室にて行えるように計画すること。設置箇

所については、「4—(9) 警備業務」が遂行できる範囲で事業者の提案による。

- ・記録装置を事務室に設置し、映像をハードディスク等に記録し、メモリーカードへの書き出しを行うこと。
- ・情報漏洩等が生じないよう対策を講じること。
- ・斎場として適切なセキュリティレベルが確保できるよう、防犯設備を設置すること。

ス 計量設備

- ・適切な系統分けを行い、必要な電力メーター等を確認しやすい場所に設置すること。
- ・自動販売機等の自主事業に使用する光熱水費を別途計量できるようにすること。

セ その他

- ・関係法令上、機能上必要とされる設備については、事業者判断のもと設置すること。

③ 機械設備

ア 空調設備

- ・建築基準法、消防法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律等の関連法令の定めるところにより、熱環境や室内環境及び環境保全性が図られるよう計画すること。
- ・特に告別・収骨室、エントランスホール、多目的室、靈安室、炉室等は、焼香及び火葬に係る臭気等に配慮すること。
- ・炉室は、室内温度が高くなることから、良好な室内作業環境を確保すること。

イ 換気設備

- ・建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の関連法令の定めるところにより、各室に必要な換気設備を設置すること。
- ・換気方式は、空調ゾーニング計画等を考慮し、室内環境の快適性、室内環境を維持するための機能性、搬送エネルギーの低減等を検討した上で決定すること。特に、告別・収骨室、多目的室、靈安室、炉室等は、火葬場の特性を考慮して換気量の設定及び脱臭設備の設置等を検討すること。
- ・外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮し、各室について臭気、熱気等がこもらないよう、また、騒音についても十分配慮すること。

ウ 排煙設備

- ・自然排煙を基本とし、建築計画に応じて必要箇所に機械排煙を設けること。
- ・機械排煙を採用する場合には、点検やメンテナンスが容易に行えるようにすること。

エ 自動制御設備

- ・集中監視盤（建築設備用、空調及び換気等）は、1階事務室に壁掛けタイプ（総合盤埋め込み）を計画すること。

オ 給水設備

- ・建築基準法、消防法等の関連法令の定めるところにより、施設利用者の安全及び環境保全性が図られるよう計画すること。
- ・衛生器具及び水栓等の形式は、用途、節水効果、設置場所及び利用者の利便性を考慮して選定すること。
- ・水栓等は、感染症予防に配慮した非接触形式とすること。
- ・高齢者や障害者を始め、すべての人が使い易い器具とし、省エネルギーに配慮し、節水型の器具を採用することを基本とする。
- ・別紙5「給水計画図」を参照し、給水引込工事を行うこと。
- ・安定的な給水や防災等のために雨水利用設備を検討すること。なお、雨水は、環境負荷低減のためにトイレの洗浄水として利用する他、防火水槽のバックアップ用などとして計画すること。

カ 給湯設備

- ・給湯方式は、給湯箇所が少なく建物内に分散しているため、局所給湯方式とすること。
- ・対象室は給湯室、休憩室及びユニットバスルームとすること。

キ 排水設備

- ・屋内排水の汚水、雑排水は分流式とし、下水道に排水すること。
- ・屋外排水は、雨水排水以外、下水道に排水すること。
- ・通気方式はループ通気とし、臭気の影響のない部分で排気すること。

ク 消火設備

- ・消火設備は、消防法等の関係法令に基づき設置すること。
- ・岸和田市開発行為等に関する技術基準に準拠し、岸和田市消防本部と協議の上、80 m³の防火水槽を1基、敷地中央に設置すること。

ケ 火災報知設備

- ・安全に避難及び消火活動が行えるよう、関係法令等により必要となる火災報知設備等を設置すること。
- ・自動火災報知設備は、受信機を事務室に設置し、感知器は設置環境に合わせて適切な種別を選択し、有効となる感知区域に設置すること。

コ 危険物保管設備

- ・発電設備燃料等、消防法で定められた引火性の高い危険物を一定量保管し、取り扱う場合は、消防法に基づき保管庫を設置すること。

サ その他

- ・関係法令上、機能上必要と判断される設備については、事業者判断のもと設置すること。

3. 本施設の整備業務に関する要求水準

(1) 各業務の実施に関する共通事項

① 業務の着手

事業者は、本契約締結後 14 日以内に本業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、設計業務管理技術者が設計業務の実施のため市との打合せを開始することをいう。

② 市の指示

事業者は、本業務について、市の指示に従い円滑に業務を遂行すること。

③ 適用法令及び基準等

1 - (4) による。

④ 提出書類

事業者は、市が指定した様式により、契約締結後に関係書類を速やかに提出しなければならない。

事業者が市に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、市の指示によるものとする。

⑤ 守秘義務

事業者は、契約書の規定に基づき、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、事業者は市が再委託を認めた業務について、再委託をする場合には、再委託先業者に対し本業務の実施過程で知り得た秘密に関する情報流出防止対策を徹底させなければならない。なお、本業務が完了した場合も、同様とする。

⑥ 連絡・調整・技術者の配置

事業者は、JVの代表企業を市との担当窓口として配置すること。

また、事業者は、本事業を統括して管理する統括管理技術者、設計業務を管理する設計業務管理技術者、工事監理業務を管理する工事監理業務管理技術者、本施設の建設工事に関する現場代理人、監理技術者、工事主任技術者及び専門技術者を適切に配置すること。

⑦ 資料の貸与及び返却

市は、本業務に必要な図面及びその他関連資料等（以下「貸与資料」という。）を事業者に貸与するものとする。

事業者は、貸与の必要がなくなった時点で直ちに市へ返却すること。

事業者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷した場合には、事業者の責任と費用負担において修復すること。

事業者は、守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

⑧ 関係官公庁等への手続等

開発許可、建築確認（昇降機械設備工事を含む。）その他諸手続は、事業者が行うこと。なお、開発許可、建築確認、国土交通大臣認定を取得するための性能評価、構造計算適合性判定や建築物エネル

ギー消費性能適合性判定等の申請手数料（計画変更を含む。）及びその他の避難安全検証等の事業者の提案に伴う申請手数料（計画変更を含む。）は事業者負担とする。

(2) 整備事業に係る調査業務

本施設の整備に必要な調査（事前調査、地質調査、アスベスト含有調査、現況測量調査ほか）について、事業者は、関係機関と十分協議し実施すること。なお、調査を実施する際は、調査前に市と協議すること。

調査を行うために申請手続きが必要な場合は、適宜、事業者負担で実施すること。

また、調査を行うにあたっては、必要に応じて住民説明を行う等、周辺住民等に配慮して業務を進めること。

(3) 設計業務

① 業務の対象

各種関係法令を遵守し、本要求水準書、事業契約書、事業者の提案書等に基づいた、本施設を整備するために必要な一切の設計業務を対象とする。

開発協議その他関係機関との協議、申請等の手続きが必要な場合は、適宜、事業者負担で実施すること。また、事業者が必要と判断する調査等がある場合は、自ら調査を行うこと。

② 設計計画書の提出

事業者は、設計業務着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。設計業務期間は事業者の提案による。

なお、設計計画書には、責任者を配置した設計体制を定め、明記すること。

③ 設計内容の協議等

市は、事業者に設計（基本設計、実施設計）の検討内容について、隨時、報告を求めることができる。設計は、契約時の要求水準書及び事業者の提案等を基に、市と十分に協議を行い、実施すること。

なお、原則として月に1回、設計内容やスケジュール等の調整を目的として、定例会議を行うこと。

④ 進捗状況の管理

設計の進捗状況の管理を事業者の責任において実施すること。また、本業務のモニタリングのために、市が求める書類の作成や情報の提供等について支援を行うものとする。

⑤ 設計の変更について

設計の変更に関する事項は、事業契約書において定める。

⑥ 業務の報告及び設計図書等の提出

事業者は、市に対して設計計画書に基づき、定期的に設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、次に示す設計図書等を成果品として市に提出し、承認を得ること。必要部数、データ形式等は市の指定に則ること。

なお、設計図書に関する著作権は、市に帰属する。

ア 基本設計

成果物等	提出部数	製本形態等
① 基本設計説明書	1部	A4 ファイル綴じ
② 基本設計図書	2部	A3 冊子綴じ
【建築】		
計画説明書		
配置計画		
平面計画、動線計画		
断面計画		
執務環境整備計画（基本方針）		
ゾーニング計画（フロア・バーチカル）		
サイン基本計画		
ユニバーサルデザイン計画		
外観・景観計画		
色彩計画（内外装共）		
防災計画、避難計画、セキュリティ計画		
省エネルギー計画		
環境配慮計画		
雨水排水計画		
屋外整備計画（ランドスケープ、駐車場等）		
仕上概要表		
面積表、求積図		
敷地案内図、配置図		
平面図（各階）		
断面図		
矩計図（主要部）		
立面図（各面）		
基本レイアウト図面		
日影図		
【構造】		
構造計画説明書		
構造設計概要書		
【電気設備】		
電気設備計画説明書（情報・通信設備計画及び防災・防犯設備計画等を含む。）		
電気設備設計概要書（同上）		
自家発電設備概要書		
【機械設備】		
機械設備計画説明書		
機械設備設計概要書		

昇降機設備計画説明書 昇降機設備設計概要書 【火葬炉設備】 火葬炉設備概要説明書（主燃焼炉、再燃焼炉、燃焼装置、排気系統、炉内台車、台車運搬車及び棺運搬車（兼用可）、その他） 運転プロセスチャート表 維持管理・運転を踏まえた設備・必要寸法等説明図 ※排ガス計算書を含む。		
③ 工程表	3部	A 3
④ 工事費概算書 建築（総合・構造） 電気設備、機械設備、屋外整備・広場 概算ランニングコスト	3部	A 4 ファイル綴じ
④ 什器備品整備費用概算書（基本設計段階）	3部	A 4 ファイル綴じ
⑤ 関係法令チェックリスト	3部	A 4 ファイル綴じ
⑦ 透視図 鳥瞰パース 外観パース 内観パース	適宜	A 2 A 2 A 2
⑧ CASBEE 目標値報告書	3部	A 4 ファイル綴じ
⑨ ライフサイクルコスト概要書・比較表	3部	A 4 ファイル綴じ
⑩ 各種技術資料・比較検討資料建築（総合・構造）、電気設備、機械設備等 ※構造形式比較表を含む。	2部	A 4 ファイル綴じ
⑪ 広報用パンフレット	200部	A 3 折畳冊子綴じ
⑫ 協議簿、各種会議録	1部	A 4 ファイル綴じ
⑬ その他、市が必要と認めるもの	適宜	
⑭ 調査関係報告書	3部	A 4 ファイル綴じ

(注) :「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

- :「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。
- : 設計図は、適宜、追加してもよい。
- : 電子データは、市の求めに応じて隨時提出すること。
- : 成果物は、市の指示により、製本とする。
- : 著作権を委託者に帰属する場合、上記成果物の設計図書については原則C A Dで作成し、他の成果物とともに電子データで納品すること。
- : C A Dの形式は、D W G又はD X Fとすること。

イ 実施設計

成果物等	提出部数	製本形態等
① 実施設計図書 別表 1 に掲げる実施設計図書リスト	1部 2部 3部	A 1 原図(ケース入) A 3 冊子綴じ A 4 冊子綴じ
② 計画通知図書 建築(総合・構造) 電気設備 機械設備	3部	A 4 ファイル綴じ
③ 構造計算書及び構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書	3部	A 4 ファイル綴じ
④ 電気設備設計計算書 照度計算書 電圧降下計算書 容量算定書 自家発電計算書	3部	A 4 ファイル綴じ
⑤ 機械設備設計計算書 空調計算書 換気計算書 水理計算書 昇降機計算書 給排水計算書	3部	A 4 ファイル綴じ
⑥ 積算関係資料 工事費内訳明細書(建築・電気設備・機械設備・解体・外構(植栽含む)) 積算数量算出書(建築・電気設備・機械設備・解体・外構(植栽含む)) 年度別概算工事費内訳書	3部	A 4 ファイル綴じ
⑦ 届出関係資料 省エネ適合性判定(適合判定通知書) 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による計算書、認証申請書類 岸和田市景観計画の行為通知書類 開発行為に関わる申請書類 計画通知(確認済証) 構造計算適合性判定(適合判定通知書) 性能評価書 大臣認定書	3部	A 4 ファイル綴じ
⑧ リサイクル計画書	3部	A 4 ファイル綴じ
⑨ 関係法令チェックリスト	3部	A 4 ファイル綴じ

⑩ 設計段階チェックリスト	3部	A 4 ファイル綴じ
⑪ 工事工程表	3部	A 3
⑫ 積算チェックリスト	3部	A 4 ファイル綴じ
⑬ 透視図 鳥瞰パース 外観パース 内観パース	適宜	A 2 A 2 A 2
⑭ 広報用パンフレット	200 部	A 3 折畳冊子綴じ
⑮ プロジェクト紹介ポスター	20 部	A 2 (カラー)
⑯ 模型	1 体	1 /300
⑰ 各種障害対策計画書	3部	A 4 ファイル綴じ
⑱ ライフサイクルコスト概要書・比較表	3部	A 4 ファイル綴じ
⑲ コスト縮減概要書	3部	A 4 ファイル綴じ
⑳ 長期修繕計画 (ライフサイクルコストを含む。)	3部	A 4 ファイル綴じ
㉑ 各種技術資料・比較検討資料・補助申請資料	2部	A 4 ファイル綴じ
㉒ 協議簿、各種会議録	1部	A 4 ファイル綴じ
㉓ その他、市が必要と認めるもの	適宜	

【別表 1】

種別	図面	備考
建築 (総合) ※外構・植栽を含む	表紙（図面リスト兼用も可） 特記仕様書（市指定要項による） 敷地求積図 面積表、求積図 敷地案内図、配置図 仕上表 平面図（各階） 立面図（各面） 断面図 矩計詳細図 階段詳細 展開図 各伏図（各階） 平面詳細図 什器レイアウト図面 部分詳細図（断面含む） 天井伏図 建具キープラン 建具表 屋外整備図（ランドスケープ、駐車場等） 総合仮設計画図 造作家具図 サイン計画図・詳細図 その他工事に必要な図書等	縮尺については、市と協議の上決定すること。
建築 (構造)	特記仕様書 地質調査図 杭伏図、基礎伏図 基礎配筋図 構造伏図 屋根伏図 各部配筋図 軸組図 部材断面リスト 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 スリープ図 その他工事に必要な図書等	縮尺については、市と協議の上決定すること。

電気設備	表紙（図面リスト兼用も可） 特記仕様書（設備概要を含む） 敷地案内図・配置図 電灯設備図 照明器具姿図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 自家発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 監視カメラ設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図（監視等システム含む） 構内配電線路図 構内通信線路図 引込開閉器結線図 仮設計画図 各種系統図 屋外設備図 その他工事に必要な図書等	縮尺については、市と協議の上決定すること。
昇降機設備	表紙 図面目録 特記仕様書 敷地案内図・配置図平面図 工事区分表 仕様一覧表 据付図 カゴ室内意匠図 乗場詳細図 平面詳細図 出入口詳細図 昇降路断面図	縮尺については、市と協議の上決定すること。

機械設備	表紙（図面リスト兼用も可）	縮尺については、市と協議の上決定すること。
	特記仕様書（設備概要を含む）	
	敷地案内図・配置図	
	空気調和設備図	
	換気設備図	
	排煙設備図	
	自動制御設備図	
	機器表	
	衛生器具設備図	
	屋外給排水設備図	
	屋内給排水設備図	
	中水設備図	
	桟リスト、勾配図	
	給湯設備図	
	消火設備図	
	ガス設備図	
	仮設計画図	
	各種系統図	
	屋外設備図	
	その他工事に必要な図書等	

火葬炉設備	<p>表紙（図面リスト兼用も可） 特記仕様書（設備概要を含む）</p> <p>【図面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各階火葬炉設備・機器配置図 火葬炉設備立面図、断面図 構造図 排気筒組立図、断面図 主要設備・機器図 部分詳細図 炉内台車 バーナー（主燃焼、再燃焼） 排ガス処理設備、排気設備 残骨・飛灰処理設備 柩運搬車、台車運搬車（兼用可） その他（設備の説明に不可欠な図面等） フローシート（火葬炉設備及び火葬設備計装） <p>【計装関連図書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気負荷設備容量一覧表 運転時の電気負荷計算書 計装制御一覧表 電気設備・計装設備機器リスト 情報通信系統図 全体制御システム図 案内表示システム 斎場予約システム <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保守点検・予備品・消耗品等リスト 工事見積書 その他工事に必要な書類 	<p>縮尺・必要図面については、市と協議の上決定すること。</p>
-------	---	-----------------------------------

解体	特記仕様書	縮尺については、市と協議の上決定すること。
	配置図	
	撤去対象物意匠図	
	撤去対象物構造図	
	撤去対象物設備図	
	外構撤去図	
	土留め計画図	
	敷地整備図	
	特別管理産業廃棄物等分析報告書	
	特別管理産業廃棄物等撤去図	
仮設計画図		
その他工事に必要な図書等		

⑦ 留意事項

- ・D B O一括発注によるメリットを十分に生かし、効率的かつ効果的な維持管理運営を見すえた設計業務を行うこと。
- ・事業者は、事業契約書に基づき、着手届、業務工程表、管理技術者等通知書及び完了通知書等必要書類を提出すること。
- ・基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務を支障なく進めるために十分な内容とすること。
- ・基本設計において、主要な寸法、おさまり、材料、技術等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。
- ・基本設計完了後、設計内容が本要求水準書及び提案書に適合していることについて市の確認を受け、実施設計業務に移ること。
- ・実施設計は、工事の実施に必要かつ事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とすること。
- ・工事費内訳明細書は、市と協議の上、作成すること。
- ・本事業に必要な法的手続き等は、事業者の責任により行うこと。
- ・市から提供する資料以外の地質調査等は、事業者が自ら行うこと。
- ・景観条例に基づく景観協議（環境デザイン協議）については、デザイン等を誘導することから、基本設計が決定される前から協議を行い、施行前まで引き続き協議が行われる場合がある。よって複数回の協議、委員会出席や協議図書の作成及び提出が必要となり、提案されたデザインは基本設計完了時、実施設計完了時において変更が生じる可能性があるため適宜協議、調整、提出等を行うこと。
- ・本業務について、市による関係者等への説明等が必要な場合、事業者は、市の求めに応じて、必要な資料等を作成するとともに、これらの説明に協力すること。

(4) 土木造成業務

- ・「2-（3）施設の計画方針」に基づいて整備すること。

(5) 建設業務

① 業務の対象

各種関係法令等を遵守し、本要求水準書、事業契約書、設計図書、事業者の提案書等に基づいた、建設に係る一切の業務を対象とする。

② 基本要件

- ・建設工事に伴い、騒音、振動、悪臭、粉じんの発生、濁水の発生、交通渋滞等、周辺生活環境に支障が生じる恐れがないよう必要な対策を講じ、説明会を実施すること。説明対象は地元住民とする。特に、工事車両の通行経路等については、市と協議の上、地元住民と調整すること。
- ・整備期間中に第三者に及ぼした損害は、事業者が責任を負うものとする。
- ・工事監理業務担当者とも隨時協議、調整を行い、業務を遂行すること。
- ・建設業務の進捗管理は、事業者の責任において実施すること。

③ 着工前

ア 準備調査等

- ・着工に先立ち、事業者は地元住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と地元の理解及び安全を確保すること。

イ 書類の提出

- ・事業者は、着工前提出書類を市及び関係機関に必要部数を提出すること。

表 着工前提出書類

	提出品目	部数	備考
1	総合施工計画書	2	
2	資格証明書	1	
3	下請負者審査願	2	隨時提出
4	暴力団排除誓約書	1	隨時提出
5	建設発生土処分予定届	2	隨時提出
6	産業廃棄物処分予定届	2	隨時提出
7	計画工程表	2	
8	施工体制台帳	1	
9	施工体系図	1	
10	再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	2	
11	火災保険証書・工事保険証書の写し	1	
12	労働災害保険	1	
13	建設業退職金共済証紙購入届	1	
14	C O R I N S 登録内容確認書	1	
15	その他、市の指示があったもの	適宜	

④ 整備期間中

ア 建設工事

- ・事業者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ・事業者が行う工程会議に市が立会うことができるようによること。また、工事現場での施工状況の確認は隨時行うことができるようによること。
- ・工事中、一般の通行者や既存斎場及び墓苑利用者の安全を確保するため十分な対策を施すこと。
- ・工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適正に処理すること。
- ・工事から発生した廃材等については、積極的に再資源化を図ること。
- ・道路等に損傷を与えないよう留意し、工事に際し汚損、破損した場合は速やかに市に報告し市の指示に従い、事業者の負担において補修及び補償を行うこと。
- ・整備期間中は、火災や地震、台風等の災害に対する事前対応を実施し、万一火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、市の災害対策に必要な支援及び協力を実施すること。
- ・墓参者等の来場が多く見込まれる時期（お彼岸、お盆、年末年始）は原則として工事を行わないこと。

イ 書類の提出

表 整備中提出書類

	提出品目	部数	備考
1	週間工程表・月間工程表	3	
2	施工計画書（要領書）	2	
3	施工図、使用資材納入仕様書（製作図等）	2	
4	使用資材審査願	2	カタログ・サンプル等添付
5	材料試験報告書	2	
6	打合せ議事録・協議書	2	
7	工事日誌	2	月末に提出
8	工事進捗報告書	1	月末に提出
9	納品書及び出荷証明	1	
10	産業廃棄物処理（運搬共）契約書・許可証の写し	2	場外搬出前に提出
11	出来高請求書	1	
12	出来高査定簿	1	
13	その他、市の指示があったもの	適宜	

⑤ 完成後

ア 検査及び完成確認

- ・検査及び完成確認は、本施設については次の規定により実施する。

(ア) 事業者による完成検査

- ・事業者は、本施設の完成検査及び機器や器具の試運転検査等を実施すること。
- ・完成検査及び機器や器具の試運転検査等の実施について、事前に市に書面で通知すること。

- ・市は、事業者が実施する完成検査及び機器や器具の試運転検査等に立会うことができる。
- ・事業者は、市に対して完成検査及び機器や器具の試運転検査等の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(イ) 市監督員による完成確認

- ・市は、事業者による完成検査及び機器や器具の試運転検査等、法令等に基づく完成検査等の終了後、本施設についての完成確認を事業者立会いの下で実施する。

(ウ) 市検査員による完成検査

- ・市監督員による完成確認及び要求水準書に定める要件が確認された後に、市検査員による完成検査を実施する。また、検査実施にあたっては市監督員及び市検査員と協議する。

(エ) 市検査員による中間検査

- ・市は、必要に応じて整備工事中に中間検査を実施する。

イ 完成図書の提出

事業者は、以下に示す完了後提出書類を市に提出すること。

表 完了後提出書類

	提出品目	部数	備考
1	実施工程表	2	
2	再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書	2	
3	建設廃棄物処理状況記録(マニュフェスト)写し	2	電子マニュフェストは証明シールを添付した電子媒体
4	出荷規格証明書・納品書の写し	2	
5	各種試験結果報告書・成績書	2	
6	使用資材検収簿	1	
7	工事写真	1	
8	官公庁届出書・許可証・検査済証	1	完了時以外の随時届出書類については随時報告すること
9	建退共証紙交付報告書	1	
10	C O R I N S 竣工登録内容確認書	1	
11	完成図		部数は市との協議による
12	施設の保全に係る資料		
13	完成写真(データ共)		
14	検査手直し指摘事項	1	
15	建物引渡書	1	

16	鍵・備品及び予備品引渡目録書	1	
17	完了届	1	
18	請求書	1	
19	【火葬炉設備】 機器完成図 納入図 機器取扱説明書 保証書 設備台帳 試験成績報告書 その他維持管理等において必要となる図書		部数は市との協議による
20	その他、市の指示があったもの	適宜	

⑥ 各種申請及び資格者の配置

- 工事に伴う許認可等の各種申請等は、事業者の責任において行うこと。ただし、市は事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料提供その他の協力を行う。
- 工事に伴い必要となる有資格者は、関係法令等に則り適切に配置すること。

(6) 火葬炉整備業務

火葬炉は耐久性があり、遺体、柩、副葬品を指定された時間内に安定した燃焼状態を保持しつつ、未燃物が残らないよう遺体等が完全に骨や灰となる能力を有し、デレッキ操作を必要としないで火葬が完了できる設備とする。

また、排ガス中のばい煙（ダイオキシン類等）、臭気、騒音及び振動等については、要求水準書に定める環境保全目標値を遵守しなければならない。

また、耐久性を備えた設備・装置で構成し、特に排ガス処理対策に万全を期すものとする。

なお、ダイオキシン類については、平成12年3月に厚生省生活衛生局から「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」が出されており「日常的に使用される火葬場」については、その適用を受けることとなっていることに留意すること。

① 基本要件

ア 設備概要

(ア) 火葬炉数

- 人体炉 8基
- 動物炉 1基

(イ) 火葬重量

遺体重量	柩重量	副葬品
80kg	15kg	10kg

※ ただし、燃焼計算においては遺体の標準体重を75kgとする。

※ 遺体重量100kg以上の火葬も可能であること。

(ウ) 枠の最小寸法

長さ	幅	高さ
2,100mm	600mm	500mm

イ 設計上の留意点

- ・ダイオキシン類、ばい煙、臭気、騒音等について十分な発生防止策を講じ、静肅かつ無煙・無臭であること。
- ・遺体の尊厳、会葬者の心情に十分配慮すること。
- ・会葬者の火傷防止等、安全には十分配慮すること。
- ・高い安全性と信頼性、十分な耐久性、優れたメンテナンス性を有すること。
- ・炉体強度は熱歪み及び外力に対して充分な強度を有するものとする。
- ・誤操作の恐れがなく、かつ操作が容易であるように可能な限り自動化を図ること。
- ・脱炭素化及び省エネルギー化等に配慮した設備であること。
- ・作業環境及び労働安全、衛生に十分配慮すること。
- ・火葬炉設備等のオーバーホールや更新等を考慮した設備とし、機器を配置すること。
- ・保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。
- ・常に稼動が可能な施設とするため、災害時等のバックアップのために必要な設備及び機器類を設置するとともに、耐震性にも配慮すること。
- ・動物炉については、次の実績等を踏まえて提案すること。

基本的な火葬回数（令和2年度実績）	両市それぞれ 1 (回/日)
受け入れ数（令和2年度実績）	両市合わせて 13.5 (匹/日)
受け入れ対象	犬、猫、猪等
動物保冷庫	なし

ウ 火葬炉設備概要

(ア) 火葬時間

- ・主燃バーナー着火から消火までの時間は通常約 60 分とすること。
- ・収骨が可能になるまでの冷却時間を約 15 分とすること。
- ・遺体重量が 80kg を上回る場合はこの限りではないが、大幅な時間延長がないよう努めること。

(イ) 運転回数及びサイクル

- ・火葬炉は平常時、1日 2回運転から 3回運転する。1炉の運転周期は 2 時間とする。

(ウ) 使用燃料

- ・都市ガス

(エ) 主要設備方式

a 炉床方式

- ・台車式

- b 排ガス処理設備
 - ・バグフィルター
 - ・触媒（任意）
- c 排ガス冷却方式
 - ・ダイオキシン類等の再合成を防ぎ、均一、急速に降温できる方式とする。
- d 排気方式
 - ・2炉1排気系列とする。
 - ・非常時以外は異なる排気系列との接続は行わない計画とする。

(才) 燃焼監視及び制御

- ・各火葬炉の燃焼、冷却及び排気ガス状況等、運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、自動制御とすること。また、記録したデータは必要に応じて出力が可能であること。

(カ) 安全対策

- ・日常の運転について危険や操作ミスを防止するため、各種インターロック装置を設け、非常時の場合、各装置がすべて安全側へ作動するようエマージェンシー回路を設けること。
- ・職員の安全、事故防止には十分配慮すること。
- ・職員の火傷防止のため、接触可能性のある範囲内については、機器類、配管類の表面温度が50°C以下になるよう保温及び断熱対策を講じること。
- ・職員の健康に配慮した構造や設備の配置に努めること。
- ・自動化した部位については、必要に応じて手動操作が可能なように設計すること。
- ・炉室等の温度、騒音、悪臭、換気等、職員の作業環境が適切に保たれるよう対策を講じること。

(キ) 環境保全目標値

- ・要求水準書、公害関係法令及びその他の法令等を遵守する構造及び設備にするとともに、可視できる煙及び臭気を生じさせないよう配慮すること。
- ・具体的な環境保全目標値（火葬全工程の平均値）は次のとおりとする。

a 排ガス基準値（排気筒出口）

下記の数値以下とする。

ばいじん	0.01g/m ³ N
硫黄酸化物	30ppm
窒素酸化物	250ppm
塩化水素	50ppm
一酸化炭素	30ppm
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N

※酸素濃度 12%換算値

b 特定悪臭物質濃度（火葬場敷地境界による自主管理目標値）

下記の数値以下とする。

アンモニア	1 ppm
メチルメルカプタン	0. 002ppm
硫化水素	0. 02ppm
硫化メチル	0. 01ppm
二硫化メチル	0. 009ppm
トリメチルアミン	0. 005ppm
アセトアルデヒド	0. 05ppm
プロピオンアルデヒド	0. 05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0. 009ppm
イソブチルアルデヒド	0. 02ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0. 009ppm
イソバレルアルデヒド	0. 003ppm
イソブタノール	0. 9ppm
酢酸エチル	3ppm
メチルイソブチルケトン	1ppm
トルエン	10ppm
スチレン	0. 4ppm
キシレン	1ppm
プロピオン酸	0. 03ppm
ノルマル酪酸	0. 001ppm
ノルマル吉草酸	0. 0009ppm
イソ吉草酸	0. 001ppm

c 臭気指数

下記の基準値以下とする。

排出口	悪臭防止法第2号規制に 相当する値以下
敷地境界	臭気指数 10 以下

d 騒音

下記の基準値以下とする。（敷地境界）

昼間（8:00～18:00）	55dB
朝・夕（6:00～8:00、18:00～21:00）	50dB
夜間（21:00～6:00）	45dB

e 振動

下記の基準値以下とする。（敷地境界）

昼間（6:00～21:00）	60dB
夜間（21:00～6:00）	55dB

f その他

本項に特に指定していないものについては、関係法令等によるものとする。

(ク) 非常時の運転

- ・炉内温度、炉内圧力、排気ガス温度及び都市ガス供給等に異常が生じた場合は、迅速かつ適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。
- ・停電時には、非常用の発電設備から電力供給を受けるシステムとすること。
- ・停電時においても、環境保全目標値を達成する運転が可能なシステムとすること。

(ケ) その他条件

- ・保守点検及び維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保すること。
- ・機器配置は、オーバーホール時を考慮して設計すること。

工 試運転

- ・施設の建設工事期間内に、すべての火葬炉について試運転を行うこと。
- ・市と協議の上、試運転の方法、時期等を記載した試運転要領書を作成すること。
- ・事業者は、試運転要領書に基づき試運転を行い、その結果を報告書として市に提出すること。

才 性能試験

(ア) 予備性能試験

a 予備性能試験

- ・事業者は、引渡後性能試験の前に予備性能試験を行い、試験成績書を市に提出すること。

b 緊急動作試験

- ・非常停電、機器故障等、施設の運転時に想定される重大事故について、全系列の緊急動作試験を行い、施設の機能の安全を確認すること。
- ・疑似信号を用いて、緊急動作試験を行うこと。

c 嫌工検査

- ・予備性能試験及び緊急動作試験終了後、火葬炉設備の設置状況、塗装状況、完成度等について、市の検査を受検すること。

(イ) 引渡後性能試験

a 引渡後性能試験要領

- ・事業者は、供用開始後、引渡後性能試験を市及び組合の立会のもとで行うこと。
- ・事業者は、引渡後性能試験を行うにあたっては、あらかじめ市と協議の上、試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した引渡後性能試験要領書を作成し、市の承認を得ること。

- ・性能保証事項に関する引渡後性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、各項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うこと。ただし、該当する試験方法がない場合は、最も適切な試験方法を市に提出し、承認を得てから実施すること。
 - ・引渡後性能試験の日程は、市と協議して決定すること。
 - ・引渡後性能試験に要する費用は、事業者の負担とする。
- b 引渡後性能試験条件
- ・引渡後性能試験における性能保証事項等の計測及び分析は、公的機関又はこれに準ずる機関が行うこととし、市の承認を得て決定すること。
 - ・火葬能力試験は、1炉ごと（動物炉を含む）に実施すること。
 - ・排ガス測定のサンプリング時間は1行程すべてとし、再燃焼バーナーの点火時から主燃焼バーナーの消火時までとする。
 - ・引渡後性能試験の結果、環境基準や要求性能を達成できない場合は、その原因を速やかに検証し、市に報告するとともに、必要な改造、調整等を行い、改めて当該系列の引渡後性能試験を実施すること。
 - ・引渡後性能試験は、環境保全目標値や要求性能を満足するまで実施すること。
- c 事業期間中の定期性能試験
- ・供用開始後、2年度目以降についても、各年度1回、定期的に性能試験を行うものとする。
 - ・定期性能試験は、組合と協議の上、引渡後性能試験に準じて行うこととする。

力 保証事項

- (ア) 責任施工
- ・要求水準書に明示されていない事項であっても、要求水準を達成するため、あるいは、適切に性能を発揮するために必要なものは、事業者の負担で完備すること。
- (イ) 保証内容
- a 機器の保証
- ・事業期間中は、すべての機器の性能及び機能を保証するものとする。
 - ・事業期間中に生じた設計、施工、材料及び構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修、改造又は交換しなければならない。
- b 性能の保証
- ・本要求水準書に記載された火葬及び冷却等の時間、運転回数及び環境保全目標値を達成しなければならない。

② 機械設備

ア 一般事項

- (ア) 設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、柵、手摺、架台等を適切な場所に設けること。
また、これらは作業効率、安全性に十分に配慮したものであること。
- (イ) 機器類は点検、整備、修理等の作業が安全に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保して配置すること。
- (ウ) 高所点検等が不可欠な設備は、安全な作業姿勢を維持できる作業台を設けること。
- (エ) 低騒音、低振動型の機器を採用するとともに、騒音、振動が発生する機器類は、防音、防振

対策を講じること。

- (オ) 回転部分、駆動部分、突起部分には保護カバーを設けること。
- (カ) 電動機は、用途に応じた構造形式及び使用環境に適した保護形式のものとすること。
- (キ) 自動操作の機器は、手動操作への切替えが可能であること。
- (ク) 停電から復電時においても、安全かつ迅速に復旧ができる設備とすること。
- (ケ) 地震発生時には安全側に自動停止し、人の安全を確保するとともに、設備機器においても耐震を考慮した設備とすること。

イ 歩廊、階段、作業床等

- (ア) 歩廊、階段の床、作業床、点検口付近の床等は、グレーチングやチェックカープレートなど安全性に配慮したものを設置すること。
- (イ) 通路は原則として段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- (ウ) 必要に応じて手摺、ガードを設ける等、転落防止対策を講じること。
- (エ) 2方向への避難経路を確保するため、歩廊は原則として行き止まりを設けないこと。
- (オ) 階段を設ける場合は蹴上、踏み面は統一すること。

ウ 保温、断熱

- (ア) 火葬炉設備の性能保持、作業時の安全確保及び作業環境保全のために、必要な箇所に保温、断熱工事をを行うこと。
- (イ) 炉、排風機等機器類、ダクト類の保温及び断熱は原則としてロックウール、化粧鋼板仕上げ又は同等以上とすること。
- (ウ) 外装材等は、使用環境に最適な材料を選定すること。
- (エ) 高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- (オ) 表面温度は、50°C以下となるように設計及び施工すること。

エ 配管

- (ア) 勾配、保温、火傷防止、防露、防錆、防振、凍結防止、エア抜き等を考慮して計画し、閉塞しやすい管は、掃除が容易なように考慮すること。
- (イ) 使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- (ウ) 建築物の貫通部及び配管支持材は、美観を損なわないように留意すること。
- (エ) 弁類には、定常時の設定を明示すること。(例：常時開)
- (オ) 弁類の設置位置は原則として床から手の届く範囲とすること。
- (カ) 配管や機器の掃除、補修を行う際、部分解体が容易に行えるように適切な位置に、フランジやバルブ等を設けること。
- (キ) 配管について消防署等の指示がある場合は、事業者の責任において指示に従い対処すること。
- (ク) 要所に防振継手を使用し、耐震性を考慮すること。

オ 塗装

- (ア) 機材及び装置は、原則として現場搬入前に錆止め塗装を行うこと。
- (イ) 塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分に行うこと。
- (ウ) 塗装材は、耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮して選定すること。
- (エ) 塗装仕上げは、原則として錆止め塗装後、中塗り1回、上塗り2回とすること。
- (オ) 塗装色は、市の指示に従うこと。
- (カ) 機器類は、原則として本体に機器名を表示すること。
- (キ) 配管は、各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。

カ 制御盤等

- ・動力制御盤、監視盤、制御盤、操作盤等を屋外設置とする場合の材質はSUS製とし、扉を鍵付きとする場合はマスターキー方式とすること。
- ・塗装は盤内外面とも指定色とし、塗装方法はメラミン焼付塗装又は粉体塗装（いずれも半艶）とすること。また、表示ランプ、照光式スイッチ等の光源にはLEDを用いること。

キ 地震対策

- ・建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に準拠した耐震設計とし、耐震設計基準は、「建築設備耐震設計・施工指針 最新版」により行う。本設備は、基本的に「耐震安全性の分類」一般の施設の重要機器として考えること。その他に次の点を考慮したものとすること。
- (ア) 薬品類タンクを設置する場合についても必要な容量の防液堤を設けること。
- (イ) 電源あるいは計装用空気源が断たれた時は、各バルブ、ダンパー等の動作方向はプロセスの安全側に働くようにすること。
- (ウ) 感震器を設け、安全対策を図ること。

ク その他

- (ア) 火葬業務に支障が生じないよう、自動操作から手動操作へ切替えがされること。
- (イ) 地震の際には火葬業務従事職員に対する安全及び施設機器類の保全が図れるよう、耐震性を考慮して設備を設計、施工すること。
- (ウ) 火葬中に停電した場合は、自家発電源により安全に運転が継続できること。
- (エ) 将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- (オ) 設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切な場所に設けること。

③火葬炉設備

ア 主燃焼炉

- (ア) 主要項目
 - ・数量：人体炉8炉、動物炉1炉
 - ・型式：台車式
 - ・炉内温度：800～950°C

(イ) 要求水準

- ・速やかな昇温と安定燃焼を行うため、主燃焼室内に燃焼空気を供給して不完全燃焼・燃え残りの生じない構造とすること。
- ・安定した燃焼を行うことができるよう、燃焼室の容積を十分確保すること。
- ・燃焼中の温度は、定められた温度を遵守できる対策を講じること。
- ・不完全燃焼がなく、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れることを考慮し、炉内温度を設定、調整すること。
- ・ケーシング表面温度を50°C以下とすること。
- ・柩の収納、焼骨の取出しが容易等、運営管理面を考慮した構造であること。
- ・構造材は、使用場所に適した特性及び十分な強度と耐久性を有すること。
- ・炉内清掃及び点検が容易な設備とすること。
- ・断熱扉及び台車等の接続部からの外気の漏入が少ない構造とすること。
- ・火葬中にデレッキ操作の必要がなく、所定の時間内に火葬を行える設備とすること。

イ 炉内台車

(ア) 主要項目

- ・数量：9台、その他予備を用意するものとする。

(イ) 要求水準

- ・柩の収容、焼骨の取出しが容易で、運転操作性に優れていること。
- ・長寿命のキャスター構造とすること。
- ・十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造であること。
- ・車輪及び軸受には耐久性に優れた材質とすること。
- ・部分修理等の修繕が容易な構造とすること。
- ・台車車輪冷却装置を設置すること。

ウ 炉内台車移動装置

(ア) 主要項目

- ・数量：9基
- ・駆動方式：電動式

(イ) 要求水準

- ・安全性及び操作性に優れた構造であること。
- ・故障時は、手動に切替えて運転ができる構造とすること。
- ・主燃焼炉内への空気の侵入を極力防止する構造であること。
- ・炉内台車はスムーズに移動でき、定位置に自動停止できること。

エ 再燃焼炉

(ア) 主要項目

- ・数量：9基

- ・型式：提案による。

(イ) 要求水準

- ・主燃焼炉1炉に対して再燃焼炉を1炉設置すること。
- ・十分な余裕のある再燃バーナーを設け、炉内の温度を800°C以上に保つとともに、排ガス滞留時間を最大排ガス量に対し1秒以上確保すること。
- ・燃焼効率及び排ガスの攪拌性及び混合性に優れた構造であること。
- ・火葬開始時から、ばい煙、臭気の除去に必要な性能を有すること。
- ・炉内圧力は経済性も含め、運転に支障のないものとすること。
- ・ケーシング表面温度は50°C以下とすること。
- ・ダイオキシン類を分解除去できる構造及び機能を有すること。

オ 断熱扉及び昇降装置

(ア) 主要項目

- ・数量：提案による。
- ・型式：電動上下自動開閉式

(イ) 要求水準

- ・堅固な構造で、上下方向に開閉すること。
- ・開閉(昇降)装置が故障の際には、安全を確保した上で、可能な限り手動で開閉可能な構造とすること。
- ・扉ロック装置、扉落下防止装置を備えること。
- ・主燃焼炉バーナー起動回路とインターロックを組むこと。

④燃焼設備

ア 主燃焼炉バーナー

(ア) 主要項目

- ・数量：提案による。
- ・燃料：都市ガス
- ・着火方式：電気式自動着火方式

(イ) 要求水準

- ・火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・火葬中に、必要な部位に火炎を放射できる構造であること。
- ・燃焼量、火炎形状及び傾動の調整が可能なものとすること。
- ・低騒音で安全性が高いこと。
- ・代替品との交換が容易な構造とすること。

イ 再燃焼炉バーナー

(ア) 主要項目

- ・数量：提案による。
- ・燃料：都市ガス
- ・着火方式：電気式自動着火方式

(イ) 要求水準

- ・主燃焼炉排ガスとの接触及び混合に適した火炎形状であること。
- ・安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・燃焼量、火炎形状及び傾動の調整が可能なものとすること。
- ・低騒音で安全性が高いこと。

ウ 燃焼用空気送風機

(ア) 主要項目

- ・数量：提案による。

(イ) 要求水準

- ・燃焼に必要な空気を供給する能力は、実運転に支障がないよう余裕があり、安定した制御ができること。
- ・低騒音、低振動であること。
- ・作業環境保全のため、防音措置を行うこと。
- ・防音壁、防音扉にて外部への騒音・振動の伝達を防止すること。

⑤ 排ガス処理設備

- ・再燃焼炉からの排ガスを急速に冷却し、ダイオキシン類の再合成を防止する排ガス冷却設備を設置すること。
- ・再燃焼した排ガスに残留しているダイオキシン類を分解して除去する装置を設置すること。
- ・必要に応じて触媒装置を設置すること。

ア 排ガス冷却装置

(ア) 排ガス冷却器

型式	・空気混合方式、熱交換器方式又は併用方式として、建設費及び維持管理費の低減並びに保守の容易性を考慮したこと。
数量	・提案による。
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・再燃焼炉から排出される高温ガスを、短時間で降温できる構造とすること。 ・耐熱性、耐触性に優れた材質であること。 ・排ガス冷却に熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類が再合成しないよう十分留意すること。 ・温度制御方式は、自動的に制御できるものとすること。 ・冷却設備出口における排ガス温度は、200°C以下とすること。 ・ケーシング表面温度は50°C以下とすること。

(イ) 排ガス冷却用空気送風機

数量	・提案による。
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・能力は、実運転に支障がないよう余裕があり、安定した制御ができること。 ・低騒音、低振動であること。 ・作業環境保全のため、防音措置を行うこと。 ・インバータ制御等の故障時に、運転が可能な直結回路を設けること。 ・吸引口にはスクリーンを設け、スクリーンの清掃、交換が容易な構造とすること。 ・防音壁、防音扉にて外部への騒音・振動の伝達を防止すること。

イ 集じん装置

型式	・バグフィルター
数量	・提案による。
常用ガス	・200°C以下
温度	
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス中の微粒子のダスト・飛灰を除去するため、高効率な集じん装置を設置する。 ・長時間にわたり性能を保持するとともに、結露により閉塞しないものとすること。 ・腐食しやすい部分は、適切な腐食防止対策を講じること。 ・ろ布の交換が容易な構造とし、メンテナンススペース等も考慮すること。 ・排出ガスが偏流しない構造とすること。 ・高温の排出ガスを処理することから、耐熱性に優れたものとすること。 ・捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰吸引装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送するものとすること。 ・室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。 ・ろ過面積、ろ過速度及び圧力損失は、実運転に支障がないよう余裕をとること。

ウ 集じん灰排出装置

要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰排出装置で飛灰貯留容器（残骨灰と分別貯留）へ移送するものとすること。 ・ろ布洗浄用コンプレッサーは低騒音型を使用すること。
------	--

⑥ 通風設備

ア 誘引排風機

(ア) 主要項目

- ・数量：提案による。
- ・風量制御方式：回転数制御（インバータ方式）

(イ) 要求水準

- ・最大排ガス量に対し、15～30%の余裕を考慮し、適切な炉圧を維持できる能力を有するものとする。
- ・風量制御はインバータによる制御とする。
- ・実運転に支障がないよう風量、風圧に余裕があること。
- ・排ガス接触部の材質は耐熱性、耐食性を有すること。
- ・軸受の冷却は空冷式とすること。
- ・低騒音、低振動であること。
- ・遠隔自動、遠隔手動、現場手動での運転操作が可能であること。
- ・軸受温度計を設置すること。
- ・インバータ故障時に、手動又は自動で運転可能な直結回路を設けること。
- ・作業環境保全のため、防音措置を行うこと。

イ 炉内圧力制御装置

(ア) 主要項目

- ・数量：提案による。

(イ) 要求水準

- ・炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御が可能であること。
- ・炉内を適切な負圧に保持できること。
- ・炉内圧力の制御は、炉単位で独立して行うこと。
- ・高温部で使用する部材は、十分な耐久性を有する材料のものを選定すること。
- ・点検、補修、交換が容易に行えるよう考慮すること。

ウ 煙道及びダクト

(ア) 主要項目

- ・数量：1式
- ・保温：ロックウール又はグラスウール

(イ) 要求水準

- ・空気取入口には金網を設けること。
- ・点検清掃が容易な構造とし、適所に点検口等を設けること。
- ・角形の大きなものについては、補強リブを入れ、振動の防止に努めること。
- ・通過ガス量に見合った寸法で、ダスト堆積の恐れがない構造とすること。
- ・熱による伸縮を考慮した構造とすること。
- ・排ガスの冷却器を使用する場合は、腐食に十分配慮すること。
- ・煙道のケース表面温度は50°C以下とすること。

エ 排気筒

(ア) 主要項目

- ・型式・数量：提案による。
- ・高さ：15m 以下（風致地区の制限）

(イ) 要求水準

- ・建物から突出しない短煙突型排気筒とすること。
- ・騒音防止、排ガスの大気拡散、雨水及び降雪等の侵入防止を考慮した適切な構造とすること。
- ・耐振性、耐触性、耐候性、耐熱性を有すること。
- ・排ガス測定が行える安全な位置に測定口（100A×2ヵ所）を設けること。
- ・適当な位置に測定用ステージを設けること。
- ・外面は結露防止対策を施すこと。
- ・外筒表面温度は50°C以下とすること。
- ・笛吹現象やダウンドラフト等の現象が発生しない排ガス速度を確保できる口径とすること。

⑦ 火葬炉付帯設備

ア 炉前化粧扉

- ・開閉操作は炉前室操作盤で行えるよう制御設備を設けること。なお、手動でも開閉ができるようすること。
- ・表面の意匠は、最後のお別れにふさわしいデザインについて十分に考慮し、市との協議により決定すること。
- ・遮音及び断熱を考慮した構造とすること。

イ 前室（冷却室）

(ア) 主要項目

- ・型式：密閉式
- ・冷却方法：強制空気冷却方式
- ・冷却時間：15分以内

(イ) 要求水準

- ・燃焼直後の台車等を収容し、冷却できる室とすること。
- ・遮音及び断熱を考慮した構造とすること。
- ・会葬者の目に触れる部分は、尊厳性、重量感を有する構造、材質とすること。
- ・清掃が容易にできる構造とすること。
- ・炉前化粧扉の開放時でも前室内を負圧に保てること。
- ・化粧扉を閉めた状態で、炉内台車を収納できる形状及び大きさとすること。
- ・空気取入口は、風切り音が生じない大きさとし、掃除のしやすい構造とすること。
- ・冷却排ガス用排気筒を設ける場合は、仕様を明示すること。

ウ 残骨灰、飛灰吸引装置

(ア) 残骨灰用吸引装置

- ・吸引装置

- ・集じん装置
- ・吸引口

(イ) 飛灰用吸引装置

- ・吸引装置
- ・集じん装置
- ・吸引口

(ウ) 要求水準

- ・吸引装置は、直接手にふれることなくダストを吸引して残灰室まで真空輸送する設備とすること。台車、集じん装置等の残骨灰と飛灰を別々に吸引し、貯留できる装置とすること。
- ・低騒音で、保守点検が容易な構造とすること。
- ・自動で灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）が行えるように整備すること。
- ・吸引装置で捕集された灰は、貯留する際に飛散しない構造であること。
- ・吸引装置の捕集粒径は、集じん装置と同等とすること。
- ・職員による清掃が頻繁に必要とならないよう配慮すること。
- ・炉内台車清掃用の別室を設置する場合は、この別室にも吸引口を設けること。

⑧ 電気及び計装設備

- ・火葬炉設備の制御、運転管理等に必要な電気及び計装設備の設置を行うこと。
- ・設備の操作、監視及び制御は、炉毎に独立して行うものとし、運転監視は中央集中化を行うことにより、設備運転の信頼性の向上と省力化を図るとともに、運転管理に必要な情報収集が合理的かつ迅速に行えること。
- ・運転及び運営管理に必要な情報を各種帳票類に出力するとともに、データ処理システムは、システム機器の寿命等の維持管理費用に配慮したものとすること。
- ・火葬炉設備の更新等を考慮し、計画すること。
- ・計装項目は、表「計器制御一覧」の内容を参考の上、詳細は事業者の提案とする。

表 計装制御一覧

区分 監視項目	制御			中央監視制御				現場操作盤		
	自動 (主な制御対象装置)		手動	指示表示	操作	記録	警報	指示表示	操作	警報
主燃焼 バーナ火炎	○	燃焼バーナ		○		※失火時、手動切替時	○	○		○
再燃焼 バーナ火炎	○	燃焼バーナ		○		※失火時、手動切替時	○	○		○
主燃焼炉内温度	○	燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉内温度	○	燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉酸素濃度	○	送風機	○	○	○	○	○	○	○	○
集じん装置入口 温度	○	バイパスダンパー	○	○	○	○	※バイパス時	○	○	○
主燃焼炉内圧	○	排気ガス排出量	○	○		○		○	○	○

区分 監視項目	制御			中央監視制御				現場操作盤		
	自動 (主な制御対象装置)	手動 表示	操 作	記録	警 報	指示 表示	操 作	警 報		
集じん装置 出入口圧	○ 集じん装置洗浄	○	○	○		○	○	○	○	○
運転状態表示			○	○		○				
燃料消費量	各火葬炉		○	○			○		○	
火葬炉 稼働積算時間	各火葬炉の主燃炉、 再燃炉ごと		○	○	※バーナ点火時		○			
集じん装置 稼働積算時間	各集じん装置ごと			○						
燃料緊急遮断 (地震感知含む)	○ 燃料遮断装置 (各火葬炉ごと)	○	○	○	※遮断弁作動時	○	○	○	○	○
火葬炉緊急停止	各火葬炉設備ごと	○	○	○	※操作時	○	○	○	○	○
残灰吸引圧	残灰吸引装置 (各火葬炉ごと)		○			○	○	○	○	○

ア 電気設備に係る特記仕様

- 操作機器には、動作表示灯を設置すること。
- 電線管は、原則として金属管とすること。
- 会葬者の目に触れるスイッチ類、電線等は、デザインや配色等を配慮すること。
- 電動機には、原則として電流計を設けること。また、各電動機には原則として現場操作盤を設けること。

イ 計装設備全体に係る特記仕様

- 火葬炉設備の運転制御は、炉ごとの分散制御方式とし、設備の運転制御及びプロセス監視に必要な計装計器、表示器及び警報装置等を設置すること。
- 設備計画にあたっては、機器等の使用環境、保守管理の容易性、操作性及び省力化を考慮すること。
- 火葬炉は全自动で運転されるものとすること。
- 自動制御機器については、原則として手動操作が可能であること。また、自動と手動の切替は、現場操作盤で容易に行えること。
- 自動燃焼システムは、制御用コンピューターに必要なデータを取り込み、これを解析して、燃焼・排気設備の機器を同時に制御すること。
- 燃焼空気供給制御システムは、十分な余裕を持った燃焼空気送風機とインバータを使って、吐出空気の圧力を一定に制御し、コントロールモータ付ダンパによって風量をコントロールできるものとすること。
- 炉内圧力制御システムは、インバータを用いて排風機の回転数を連続制御し、炉内圧制御ダンパと組み合わせて2つの火葬炉の炉内圧を制御すること。
- 柩を主燃焼炉内に入れ、炉前化粧扉及び断熱扉を閉じない限り、原則として炉運転を実行しないシステムとするなど、安全運転に配慮したインターロックを設けること。
- 保守点検等に際しては、各機器のインターロックが現場操作盤で解除できること。
- コンピューター等の電子機器は、停電時に異常が生じないよう無停電電源装置等でバックアップすること。

- ・検出部、指示計、調節計等の機器類は、極力汎用品の中から選択すること。
- ・センサー類の検出端には、保守点検や補修等を考慮したステップ、点検用スペース、通路等を設けること。

ウ 動力制御盤

- ・電力供給と動力をコントロールできる盤とし、各設備の稼働状況が確認できること。
- ・形式は、鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。
- ・事業者の判断により、適所に分割設置することも可とする。

エ 火葬炉現場操作盤

- ・監視室より優先されるシステムとすること。

(ア) 内蔵機器

運転状態表示器	<ul style="list-style-type: none"> ・タッチパネル方式 ・カラー液晶型とし、すべてのデータが表示されるとともに、すべての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること
その他の機器	<ul style="list-style-type: none"> ・操作機器 一式 ・計装計器 一式 ・常警報装置 一式 ・その他必要なもの 一式
数量	<ul style="list-style-type: none"> ・各炉の運転状態の監視等に十分な数量

(イ) 主要機能

タッチパネル式 表示・操作機能	<ul style="list-style-type: none"> ・各機器の操作が手動で可能なもの
自己診断機能	<ul style="list-style-type: none"> ・インバータの動作チェックが可能なもの

オ 中央監視制御盤

- ・火葬炉の運転状況が、系統別に集中監視できること。
- ・炉前操作パネルにおいて手動操作が行えること。
- ・各火葬炉の計測データ、火葬開始・終了時間等を収集・バックアップし、日報・月報・年報の帳票が作成可能で、その結果を印刷でき、外部の記憶装置に保存できること。なお、各計測データは、連続して記録すること。
- ・停電によるシステムへの障害の発生を防止するため、無停電電源装置を設けてシステムの保護が行えるものとするが、中央監視制御装置が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。
- ・各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。

(ア) 内蔵機器

運転状態表示器、操作機器、計装計器、異常警報装置、燃焼管理装置、データストレージ機器、その他必要なもの

(イ) 主要機能

運転状態表示機能	主要機器の動作状態、火葬時間、主燃焼炉温度、再燃焼炉温度、炉内圧力、酸素濃度、炉出口ダンパー開度、冷却器出口温度、バグフィルター差圧、排風機出力、集じん装置バイパスダンパー開閉、排風機バイパスダンパー開閉、その他のバイパスダンパー開閉等の表示機能
プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録(保存)機能	運転状態表示機能に示す機能及び集じん装置ホッパー温度のプロセスデータ及びトレンド
その他機能	故障表示及び記録機能、遠隔操作機能、案内放送機能、火葬計画の作成及び表示機能

カ 炉前操作盤

- 各火葬炉の化粧扉の開閉操作を炉前で行えるように操作盤を設けること。
- 手動でも開閉ができるようにすること。

キ 計装制御装置

- 火葬炉の安定した運転及び制御に必要な計装制御機器を設置すること。なお、原則として火葬炉の運転及び制御は火葬炉現場操作盤で行うこととするが、監視室からも、監視及び各種記録の他、機器遠隔操作がされること。

ク モニター設備

- 排気筒監視用カメラ、防犯カメラ及びモニターを整備し、記録できるようにすること。
- モニターは、カラー表示とし、事務室及び中央制御室に設置すること。

⑨ その他

ア 枢運搬車

- 枢運搬車は、枢を靈柩車から告別室及び炉前まで運搬し、さらに前室の炉内台車上に枢を安置するための台車とすること。
- バッテリー駆動の自走式運搬車とするが、故障時は、手動に切替えて運搬ができる構造とすること。
- 炉内台車上へ枢の安置が容易に行える装置を備えること。
- 美観に優れた材質及びデザインであること。
- バッテリーは、1日の通常作業が可能な容量とすること。

イ 炉内台車運搬車

- 台車運搬車は、炉内台車を運搬するための台車とすること。
- 取骨の雰囲気に調和した構造及び材質とすること。
- バッテリー駆動の自走式運搬車とするが、故障時は、手動に切替えて運搬ができる構造とすること。

- ・炉内台車の出し入れを自動で行える装置を備えるものとすること。
- ・バッテリーは、1日の通常作業が可能な容量とすること。
- ・会葬者が火傷する恐れがない構造とすること。
- ・柩運搬車と兼ねることができる。

ウ 保守点検工具

- ・保守点検に必要な工具を納入すること。

エ 予備品、消耗品

- ・常備しておくべき予備品及び消耗品を納入し、事業期間中、適切に管理すること。
- ・予備品、消耗品のリストを作成し、数量、交換基準等を明記すること。

(7) 運営支援システム・斎場予約システム整備業務

ア システム概要

- ・斎場の予約受付と本施設内における業務遂行を支援する運営支援システムを構築し、管理すること。
- ・組合、岸和田市、貝塚市が確認、操作等が可能な環境を整備すること。
- ・詳細は事業者の提案によるが、市及び組合と協議して仕様確定すること。

イ 予約受付

- ・予約受付の対象施設は、本斎場の火葬炉、待合室（無料）、多目的室（有料）とする。待合室のみ、多目的室のみの予約は受け付けないこととする。
- ・システムは、インターネットを利用し、パソコン及び携帯端末等から24時間予約可能なものとし、事業者が一元的に管理すること。原則、システム予約とするが、FAX予約にも対応できること。
- ・適切に情報漏洩防御策を講じ、個人情報保護に配慮するとともに、不正アクセス等のウイルス対策を講じること。

ウ 運営支援

- ・予約状況や当日の受付情報、炉の稼働状況、告別・収骨室、待合室、多目的室などの施設の空き情報等を統合的に活用するシステムを構築すること。また、この情報を場内各所に速やかに表示し、会葬者等及び斎場職員に提供できるようにすること。
- ・利用状況や斎場運営状況、火葬炉運転状況等の各種データを蓄積管理し、組合、岸和田市、貝塚市の求めに応じて、汎用的なファイル形式で情報共有できるシステムとすること。

(8) 備品等整備業務

- ・施設の維持管理、運営に必要な備品等に関しては、事業者の責任において提案し、整備すること。
- ・諸室には、利用者の快適性を向上させるような備品を整備すること。
- ・備品台帳を作成すること。

(9) 工事監理業務

① 基本要件

- ・対象工事における監理業務は、すべての施設整備工事とする。
- ・事業者は、工事監理業務管理技術者を配置し、市、現場代理人と共に週一回程度の定例打合せを行う他、工事監理者は工事関係者と密に連絡をとり、必要に応じ現場立会い検査等を行わなければならない。
- ・完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を市に報告すること。
- ・現場において設計変更における変更内容、変更理由等の確認調整を行い、市に報告すること。

② 工事監理業務に関する留意事項

- ・事業者は、工事監理業務の遂行にあたり、市と協議の上、進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録書等）に記録し、相互に確認すること。
- ・事業者は、市に対し、工事監理業務の進捗状況を定期的に報告すること。
- ・市は、工事監理業務の進捗状況及び内容について、隨時確認できるものとする。
- ・事業者は、対象工事に関する協議、承認等の他、別途工事に関する必要な打合せ等に協力すること。
- ・事業者は、中間検査、完了検査及び建築物の仮使用認定の申請手続き等を行うものとし、申請手続に関する関係機関との協議内容を市に報告するとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。
- ・上記の申請で発生する各種申請手数料等の費用は、事業者の負担による。

③ 提出書類

ア 着手時

- ・業務計画書

イ 業務中

- ・日報、月報
- ・打合せ記録簿
- ・施工者との協議記録
- ・各種検査報告書
- ・設計・実施数量集計比較
- ・設計変更等に伴う設計・積算等資料
- ・仮使用承認申請書
- ・その他、市が必要と認めるもの

ウ 完了時

- ・工事監理報告書
- ・その他、市が必要と認めるもの

(10) 環境保全対策業務

① 基本要件

- ・事業者は、自主的に環境への影響を把握、検討し、必要とされる環境基準等を満たす施設を整備すること。

② 周辺生活環境の保全に係る基準

- ・本施設は、37 ページの「(キ)環境保全目標値」に示す基準を遵守すること。
- ・これらの基準が事業期間中遵守されるよう、施設整備段階、運転支援及び性能試験業務段階で十分な性能確認を行い整備すること。

(11) 外構整備業務

- ・「2- (3) 施設の計画方針」に基づいて整備すること。
- ・既存斎場解体後の敷地についても、敷地全体の連続性に配慮して整備すること。
- ・緑化率 30%以上となるよう整備すること。
- ・敷地周囲を囲う管理上必要な境界柵や門扉等については、境界が未確定の隣地に対しては、斎場敷地からのアクセスを阻害しないよう整備すること。
- ・駐車場は、57 台以上 (普通車 30 台、障害者用スペース 2 台、大型バス 1 台、マイクロバス 6 台、管理用 18 台) とし、希望する場合は仮設駐車場を常設駐車場として継続利用できることとする。この場合、維持管理業務の対象となる。

(12) 既存斎場解体業務

① 業務の対象

- ・各種関係法令等を遵守し、本要求水準書、本事業契約書、設計図書、事業者の提案等に基づいた、既存斎場施設及び既存斎場敷地内の外構等 (現火葬炉設備の解体撤去を含む。) の解体、撤去後の外構整備等に係る業務を対象とする。

【既存岸和田市立斎場の概要】

竣工	昭和 46 年 5 月
改修等	昭和 60 年 ・再燃焼炉 10 基増設、汚物炉入替、燃料を灯油へ変更 平成 3 年 ・再燃焼炉付小型火葬炉 1 基の新設
敷地面積	7, 226. 44 m ²
建築面積	655. 50 m ²
延床面積	561. 50 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建、鉄骨造平屋建
火葬炉数	火葬炉 10 基 (普通炉 9 基、大型炉 1 基) 動物炉 1 基 小型火葬炉 1 基
残骨庫等	残骨庫 約 70 m ³ + 約 89 m ³ 動物残骨庫 約 12 m ³

火葬炉使用燃料	灯油
待合室・式場	なし
駐車場	約 410 m ²

② 基本要件

- ・新斎場の供用開始後、解体工事を行うこと。
- ・会葬者等の斎場利用者の安全性に十分配慮すること。
- ・工事期間中に第三者に及ぼした損害は、事業者が責任を負うものとする。
- ・その他、「3－(4)建設業務」に準じ、工事を行うこと。

③ 工事の範囲

- ・解体撤去の工事範囲は、既存斎場、その他関連施設、設備のうち、火葬炉を含む新斎場で使用しないものすべてとする。
- ・解体対象物の杭は撤去すること。
- ・近隣の家屋調査、既存斎場施設及び敷地のダイオキシン類、重金属類、アスベスト、PCB、汚染土壤、フロン、ハロン等について事前調査を行い、関係法令等に従って適正に処理、処分を行うこと。
- ・電気、ガス、給水、排水等の埋設配管及び地下工作物は、関係機関に確認のうえ、解体工事を行うこと。新斎場に不必要的範囲は、すべて撤去、閉栓すること。

④ 着工前、解体期間中の業務

- ・解体対象施設及び設備を事前に調査し、市の承認を得ること。なお、当該事前調査に該当がなく、開示する図面等にも記載のない工作物の撤去等については、市と協議を行うこと。
- ・事前調査の結果を基に関係法令等に従い、解体工事施工計画書、解体工事工程表を作成すること。
- ・残存の杭の状況及び撤去状況を記録すること。
- ・解体撤去に伴い発生した廃棄物は、関係法令に従って適正に処理、処分すること。
- ・解体工事期間中は、斎場利用者等の安全確保や本施設の周辺環境に十分配慮すること。また、低騒音、低振動重機等を採用し、振動、騒音、粉じん等の発生に留意すること。

⑤ 完成にあたっての業務

- ・市の工事検査を実施後、引き渡しを行うこと。

(13) 整備業務に係る各種許認可申請等業務

- ・本事業を実施する上で、関係法令等で必要な許認可等申請は、事業者において本事業の実施に支障が生じないよう、適切に行うこと。
- ・事業者は、市又は組合が本事業を実施する上で必要な許認可申請等を行う場合は、必要な協力をすること。

(14) その他本施設の整備上必要な業務

- ・その他、本施設の整備業務を実施する上で必要な業務がある場合は、適切に実施すること。

4. 維持管理業務に関する要求水準

(1) 基本要件

① 基本要件

- ・事業者は、本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、施設の機能及び性能等を最適な状態に保ち、会葬者が安全かつ快適に本施設を利用できるよう、施設の維持管理を行うこと。
- ・事業者は、供用開始前に、事業期間中の維持管理業務の実施体制（緊急時の連絡体制を含む）、実施方法等を統括した維持管理業務総合計画書と、本施設を長期にわたり良好な状態に保つことを目的とした長期修繕計画を作成し、組合に提出すること。事業期間中には、年間維持管理業務計画書、業務報告書（日報・月報）、四半期業務報告書及び維持管理業務報告書を作成し、組合に提出すること。
- ・維持管理業務に必要な備品、消耗品はその都度事業者の負担において更新すること。なお、供用開始前に設置した備品については、備品台帳を整理、管理し、組合に提出すること。また、備品の更新が行われた場合には、適宜、備品台帳を更新すること。
- ・大規模修繕が発生しないよう予防保全を行うことを基本とする。
- ・建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、組合が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。万が一、事業期間中に大規模修繕が必要となった場合には、事業者は組合が行う大規模修繕が円滑に実施できるよう協力すること。ただし、大規模修繕が必要となった原因が事業者にある場合は、事業者の責任において行うこと。
- ・国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、組合が公共施設等総合管理計画を策定する際は、資料提供等の協力をすること。

書類名	作成・提出時期	備考
維持管理業務総合計画書	供用開始前	
長期修繕計画	供用開始前	火葬炉を含む施設全体を対象とする。
備品台帳	供用開始前	適宜更新
年間維持管理業務計画書	毎年度当初	
業務報告書（日報・月報）	毎月	火葬炉の運転、点検を含む。
四半期業務報告書	毎四半期	
維持管理業務報告書	毎年度末	
長期修繕報告書	修繕実施後	

※事業者の提案事項がある場合は内容に含めること。

※維持管理業務総合計画書、長期修繕計画は、事業期間全体を対象とし、定期点検、日常点検、法定点検、法定検査、メーカー推奨点検、交換サイクル等を踏まえ、施設及び設備の性能を維持しながらライフサイクルコストを縮減できるよう業務内容を計画すること。

※年間維持管理業務計画書は、前項の長期的な計画の中での位置づけ、前年度の結果や計画達成度合い等を示すなどが考えられる。また、通常年度では実施しない事項等を示すなどの工夫をすること。

※報告書は、任意様式とする。自主的なモニタリングの実施状況や改善内容等も計画及び報告に含めること。斎場の利用状況をできるだけデータ化して記録すること。また、内容の確認

が容易となるよう工夫すること。なお、組合が認めた書類は、電子媒体で提出できることとする。

※事業者は、各書類を事業期間終了まで保管し、引継ぎを行うこと。

② 業務期間

- ・本施設の供用開始から事業期間終了までの間とする。

(2) 建物保守管理業務

- ・施設の建築物（外構を含む）の性能及び機能を維持し、各種業務が安全かつ快適に行われるよう、外構を含む施設の建物各部の点検、保守、補修及び修繕、交換を実施すること。
- ・最新版の建築保全業務共通仕様書（国土交通省）を参照すること。
- ・建築保全業務共通仕様書に示された仕様と同水準の作業仕様を策定し、維持管理業務計画書に記すこと。また、建築保全業務共通仕様書に示された個々の仕様（点検の回数及び方法等）については提案とする。
- ・当該保守管理を実施した結果は、業務報告書として組合に報告すること。
- ・斎場利用者の安全性が懸念されるもの、会葬者の心証を損ないかねないもの等については、速やかに補修等を実施すること。

(3) 建築設備保守管理業務

- ・施設の性能及び機能を維持し、公共サービスの提供その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、本施設に設置される電気設備、機械設備、監視制御設備、防災設備及び本事業の建設工事に含まれる備品等について、適切な設備維持管理計画の基に運転、監視、点検、対応（保守）、補修、修繕、交換、分解整備、調整等を実施すること。
- ・建築保全業務共通仕様書の各章の中で、自らが提案する施設の設備に対応する部分を参照すること。
- ・設備の運転及び監視については、利用状況、利用時間、気候の変化、利用者の快適さ等を考慮に入れて柔軟性のある運転監視計画を策定し、維持管理業務計画書に記すとともに、計画に基づいて各種設備を適正な操作によって効率よく行うこと。法令等で定められた点検及び検査を適切に実施すること。
- ・当該保守管理を実施した結果は、業務報告書として組合に報告すること。
- ・関係法令を遵守して各設備の適切な点検を実施するとともに、上記の目的及び要求水準を満足するための設備点検計画を策定し、それに従い各種設備について定期的に点検、対応を行うこと。

(4) 火葬炉設備保守管理業務

① 業務の実施

- ・火葬業務が安全かつ快適に行われるよう、本施設に設置される火葬炉設備について、性能及び機能を維持するため、維持管理計画に基づき運転及び監視、点検、保守、修繕、更新等を実施すること。
- ・火葬炉設備に関する保守管理業務の計画を作成し、長期修繕計画及び維持管理業務計画書に位置づけること。

- 定期修繕等は、休場日が元日のみであり、火葬業務の遂行に極力支障がないよう計画し、対応すること。
- 修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査及び診断を行い、事業者の負担において修繕等を実施すること。
- 点検等による設備の消耗度等から運転方法への改善提案を行うこと。
- 当該保守管理を実施した結果は、業務報告書として組合に報告すること。
- 40 ページの「c 事業期間中の定期性能試験」のとおり、引渡後性能試験と同等の検査を毎年行い、環境保全目標値を 1 項目でも満たさなければ、事業者の負担で補修改善することとする。検査条件については、40 ページの「b 引渡後性能試験条件」を基本とするが、検査対象は、組合と協議の上、任意の 1 基を対象とする。

② 設備管理記録の作成及び保管

- 火葬炉設備の点検整備等について以下のものを記録すること。
 - 点検記録（燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、運転支援システム、附帯設備（燃料供給設備を除く）の点検表）
 - 整備記録（定期点検整備、補修）
- 点検記録、整備記録は、事業期間終了まで保管すること。

③ 異常発見時の報告

- 事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常を発見した場合は、速やかに組合に報告とともに必要な対応策を講じること。

(5) 残骨灰・集じん灰の管理及び処理業務

- 本事業により排出された残骨灰・集じん灰については、人体と動物のそれぞれに分別し、適正に管理すること。
- 人体の残骨灰については、墓地、埋葬等に関する法律の趣旨に則り、適切に管理、処理すること。また、動物等の焼却灰についても関係法令に則り、適切に管理、処理すること。
- 灰の搬出、処分方法は、市民感情や環境に配慮の上、事業者の責任によって適切に実施すること。
- 管理、処分処理の方法等を維持管理業務計画書に位置づけること。
- 当該業務を実施した結果は、業務報告書として組合に報告すること。

(6) 植栽外構維持管理業務

- 本施設内における緑樹を保護、育成、処理し、豊かで美しい環境を維持すること。
- 対象範囲は既存斎場の解体後を含めた敷地全体とする。
- 植物の形状、生育状況及び植物の病害虫等に対する点検並びに剪定、施肥及び病害虫防除のための消毒等の手入れを適切な管理計画に沿って実施すること。なお、植栽外構の維持管理に関する点検項目、点検回数等は事業者の提案による。
- 植栽の一部に設けた花壇スペースは、事業者が主体的に日常管理を実施すること。また、季節の花植えや草引きを地元住民と協働して年数回実施すること。なお、花の苗及び花の土は事業者の負担で準備すること。

- ・敷地周囲の境界柵等や門扉を適切な状態に維持すること。
- ・駐車スペースの車止めや案内表示等は、適切な状態で維持管理すること。
- ・各種業務及びサービスに支障のないよう作業計画を策定し、実施すること。また、策定した作業計画は、維持管理業務計画書に位置づけること。
- ・業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、薬品等は適切に管理すること。
- ・業務終了後は、門扉等の施錠確認をすること。
- ・当該業務を実施した結果は、業務報告書として組合に報告すること。
- ・調整池については、その機能を満足するよう定期的に監視し、必要な維持管理を実施すること。

(7) 備品等管理業務

- ・斎場内各施設で使用される備品等は、備品台帳を作成し、補充及び管理を確実に行うこと。
- ・備品等の経年劣化や汚れ等が著しい場合には、組合と協議の上、速やかに修繕もしくは交換等を行うこと。また、組合から備品等の経年劣化や汚れ等について改善を指摘された場合には、速やかに対応すること。
- ・交換した備品等について、備品台帳を更新すること。
- ・必要な品目や予備品の数量については、事業者の提案とする。
- ・事業期間終了後1年以内において、備品の修繕、更新が必要とならない状態を基準に、明渡し時の状態について事前に組合と協議を行うこと。

(8) 清掃業務

- ・斎場利用者に最良の状態で施設を提供するため、また、各種業務が快適な環境のもとで円滑に行われるようとするため、清掃を実施し、施設及び敷地を美しく衛生的に保つこと。
- ・業務範囲は、本施設及び敷地全体とする。
- ・日常清掃、定期清掃及び特別清掃等を適切に組み合わせた作業計画を策定、実施し、清掃箇所に応じた適切な頻度、方法で清掃すること。作業計画は、維持管理業務計画書に位置づけること。
- ・清掃業務を実施するにあたっては、会葬者の利用時間に十分配慮すること。
- ・業務に使用する用具等は常に整理整頓に努め、薬品等は適切に管理すること。
- ・清掃業務によって発生した廃棄物は、適正な処理を行うこと。
- ・業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末等を行うこと
- ・当該業務を実施した結果は、業務報告書として組合に報告すること。

(9) 警備業務

- ・施設の秩序を維持し、火災、盗難、不正行為及び加害行為等を予防し、発見に努め、防止することにより、人身の安全と財産の保全を図ること。
- ・施設の利用時間外は、建物内外の主な出入り口及び扉の施錠を行うとともに、本件施設の鍵の保管及びその記録を行うこと。
- ・機械警備を基本とし、必要に応じて人的警備を組み合わせて実施すること。
- ・機械警備の範囲は、建物全体とする。
- ・機械警備は、機械監視装置による不審者の発見及び排除等を行うこと。
- ・人的警備は、施設の利用時間、用途、規模等を勘案して適切に巡回警備計画を立て、定期的に施

設内を巡回して不審者、不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。

- ・警備の実施方法や警備計画を維持管理業務計画書に位置づけ、実施した結果を業務報告書として組合に報告すること。
- ・不審者や不審物等を発見、対応した場合は、速やかに関係機関へ通報するとともに状況等を組合に報告すること。

(10) 環境衛生管理業務

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、害虫の駆除、大気環境の測定、排水施設の清掃と補修を実施すること。また、必要に応じて施設の消臭作業を実施すること。
- ・駆除作業は専門技術者の指導の基に行うこと。
- ・業務に使用する薬品等は適正な管理を行うこと。
- ・感染症の疑いのある遺体等を取り扱う際には、安置、火葬方法、感染症拡大防止のための措置等の対策を講じることとし、組合と協議の上、適切に実施すること。
- ・業務の実施方法や実施時期、感染症対策等を維持管理業務計画書に位置づけ、実施した結果を業務報告書として組合に報告すること。
- ・基本計画に沿って環境保全項目について、周辺の環境調査を実施すること。

(11) その他本施設の維持管理上必要な業務

- ・本施設の維持管理業務を遂行する上で、必要な資格の取得や人員配置、その他の関連業務等は、適時、実施すること。

① 運営支援システム・斎場予約システムの保守管理

- ・事業者は、運営支援システム・斎場予約システムに支障がないよう、適切に保守管理すること。
- ・システム更新が必要な場合は、適宜、更新すること。
- ・システムに支障が発生した場合には、直ちに組合に報告し、対応を協議した上で、適切な対応をすること。

② モニタリング

- ・組合がモニタリングを実施する場合は、これに協力すること。モニタリングに際して組合が要求する資料等については、速やかに提出すること。
- ・事業者は、各業務について、セルフモニタリングを実施し、結果を組合へ報告の上、結果に基づき、業務改善及び継続的なサービスの向上を図ること。
- ・アンケート等により、斎場利用者の意見や要望を聴き取り、業務改善及び継続的なサービスの向上を図ること。

③ 保険

- ・事業者は、維持管理・運営期間中、自らの負担により保険に加入すること。

④ その他

- ・その他、本施設の維持管理業務を実施する上で必要な業務がある場合は、適切に実施すること。

5. 運営業務に関する要求水準

(1) 基本要件

① 基本要件

- ・運営の内容によって、斎場でのサービス提供に対する市民等の満足度は影響を及ぼすものであるため、運営にあたる斎場職員は、常により良いサービスの提供を心がけ、会葬者が快適に利用できるように、感情に配慮しながら、ホスピタリティにあふれたサービスを提供すること。
- ・事業者は、施設供用開始から事業期間終了までの間、本要求水準書、事業契約書及び事業者の提案に基づき、施設の円滑な運営、安全性の確保、施設の利便性、信頼性を高めることを目指し、施設の運営業務を行うこと。
- ・事業者は利用者の立場に立った良質なサービスの提供を実施すること。
- ・業務の実施にあたっては、利用者の心情に配慮し、適切な接遇を行えるよう、従業員教育に留意すること。
- ・業務の各段階で故人の氏名確認を徹底し、焼骨の取り違え事故が発生しないよう十分配慮すること。
- ・施設の運営にあたっては、墓地、埋葬等に関する法律及び関係法令等に則り、適切な人員を配置すること。
- ・運営業務で整備する資料等を本事業以外の目的で使用しないこと。また、知り得た個人情報の管理には法令を遵守し十分注意すること。
- ・業務の実施に必要な電気、水道及びガスの節約に努めること。
- ・事業者は、供用開始前に、事業期間中の運営業務の実施体制、実施方法等を統括した運営業務総合計画書を作成し、組合に提出すること。事業期間中には年間運営業務計画書、業務報告書（日報・月報）、四半期業務報告書及び運営業務報告書を作成し、組合に提出すること。

書類名	作成・提出時期
運営業務総合計画書	供用開始前
年間運営業務計画書	毎年度当初
業務報告書（日報・月報）	毎月
四半期業務報告書	毎四半期
運営業務報告書	毎年度末

※事業者の提案事項がある場合には内容に含めること。

※運営業務総合計画書は事業期間全体を対象とすること。

※年間運営業務計画書は、前年度の結果や計画達成度合い等を示すこと。

※各書類は任意様式とする。自主的なモニタリングの実施状況や改善内容等も計画及び報告に含めること。斎場の利用状況はできるだけデータ化して記録すること。また、内容の確認が容易となるよう工夫すること。なお、組合が認めた書類は、電子媒体で提出できることとする。

※事業者は、各書類を事業期間終了まで保管すること。

② 業務期間等

ア 業務期間

- ・本施設の供用開始から、事業期間終了までの間とする。
- ・供用開始前に実施する必要がある業務については、その必要な時期から開始すること。

イ 休場日

- ・元日のみとし、条例により定める。

ウ 開場時間

- ・午前9時～午後5時30分を基本とし、条例により定める。

エ 使用料

- ・条例により定める。
- ・待合室は無料、多目的室は有料とする。

オ 火葬件数及びタイムスケジュール

- ・1日の火葬件数は最大17件を想定している。事業者は適切なタイムスケジュールを設定し、運営に必要な人員体制とすること。
- ・災害時、非常時は、1日24件に対応すること。

(2) 稼働準備業務

- ・事業者は、施設の円滑な運営に必要な機器の運転管理、取扱いについての稼働準備計画書を提出すること。
- ・施設が供用開始後支障なく稼働するよう、斎場職員の研修等を含めた稼働準備業務を行うこと。なお、これらに必要となる資材及び消耗品等の調達については、事業者の負担とする。
- ・事業者は、組合と協力して、葬祭事業者等に対して斎場予約システムの使用方法や施設の案内等について周知すること。

(3) 予約管理業務

- ・斎場予約システムで予約を受け付け、不公平のないように本施設の予約管理を行うこと。
- ・予約状況を踏まえて、火葬件数に応じた適切な人員を配置すること。

(4) 総合案内業務

- ・葬儀事業者と連携して、会葬者が快適に利用できるように、感情に配慮しながら、ホスピタリティにあふれたサービスを提供すること。
- ・靈柩車等は、車両の安全に十分配慮し誘導すること。
- ・受付窓口において火葬手続を案内すること。
 - ・火葬許可証の受領
 - ・使用料の徴収
 - ・火葬場使用許可証の発行
 - ・火葬執行証明書の発行
 - ・収骨後の火葬終了手続きの説明 など

- ・動物火葬は、別に設けた専用の窓口で受け付けること。なお、動物火葬は収骨を行わないものとする。
- ・徴収した使用料は、組合が事前に定める方法により、組合に納入すること。
- ・火葬執行証明書の再発行を行うこと。
- ・急病人への対応に必要な AED やベッド等の器具を備え、常に使用できるよう管理すること。

(5) 告別業務

- ・告別の準備及び会葬者への告別の案内を行うこと。
- ・窓口業務と連動し、柩を靈柩車等から棺運搬車へ移動すること。
- ・窓口での手続き終了後、告別室へ案内、誘導する。多目的室利用者については、手続き終了後、多目的室へ案内、誘導する。遺族や会葬者が輻輳しないよう誘導すること。
- ・柩を火葬炉へ入棺して告別が終了した後、会葬者を待合室へ案内、誘導すること。

(6) 火葬炉運転業務

- ・本業務は遺族や会葬者の目には触れないが、事業者は、遺族の気持ちや遺体の尊厳に配慮しながら業務を実施すること。
- ・事業者は、火葬炉の取扱説明書、事業者が事前に作成した火葬炉運転マニュアルに従い火葬を行うこと。
- ・事業者は、適切な焼骨の状態になるまで火葬すること。適切な焼骨の状態とは、遺体や副葬品の状態に合わせ、焼骨がある程度まとまった形で遺族、会葬者の目に触れ、収骨できるようすることとする。なお、副葬品の残滓は事業者の判断で除去することなく出炉すること。
- ・所要時間は台車移動等を含め、告別 15 分、火葬 60 分、冷却 15 分程度で実施すること。火葬炉の状態や斎場職員の配置等に配慮して適切な時間配分とすること。
- ・機器故障等が発生しないよう、日ごろから点検保守に努めること。万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合には、原因追跡を行い、安全を確保した上で火葬の続行及び完了に最大限の努力をしなければならない。
- ・火葬炉の運転日誌（火葬炉運転日誌、動物炉運転日誌、性別・年齢別火葬件数、燃焼監視記録、火葬炉設備に係る備品及び消耗品の使用状況等の記録）を作成すること。
- ・事故記録（事故、故障等の記録）を作成すること。
- ・運転日誌及び事故記録は、毎月まとめて組合へ提出し、事業期間終了まで保管すること。
- ・火葬炉の運転にあたっては、37 ページの「(キ) 環境保全目標値」に示す基準を遵守すること。
- ・胞衣汚物に関しては、人体炉で火葬すること。
- ・動物炉の運転に関しては、特段所要時間を定めない。なお、動物火葬は収骨を行わないものとする。

(7) 収骨業務

- ・会葬者へ収骨の案内を行うこと。
- ・喪主の確認を経て、焼骨を出炉し、収骨の準備を行う。焼骨の取り違え事故が発生しないよう対策を講じること。
- ・地域の慣習に則って収骨を準備すること。

- ・遺族や会葬者の退室後、告別・収骨室の清掃を行うこと。
- ・収骨後の残骨処理方法については、遺族に説明すること。

(8) 待合関連業務

- ・会葬者が快適な待ち時間を過ごせるように、清潔さを確保するとともに、テーブルや椅子等を設置すること。
- ・待合室の使用受付、貸出業務を行うこと。
- ・待合室では、遺族や会葬者が飲食できるものとする。ごみは施設利用者が持ち帰ることとする。
- ・施設利用者、その他組合が認めた者以外の者に対して、待合室を提供してはならない。

(9) 多目的室管理業務

- ・直葬等を執り行える場所として利用できるよう、テーブルや椅子等を設置すること。
- ・多目的室の使用受付、貸出業務を行うこと。
- ・ごみは施設利用者が持ち帰ることとする。
- ・施設利用者、その他組合が認めた者以外の者に対して、多目的室を提供してはならない。

(10) 公金徴収代行業務

- ・受付で斎場の使用料を徴収すること。
- ・徴収した使用料は、原則、当日又は翌日に使用料簿、現金及び納付書を添えて、組合が指定する金融機関に入金すること。
- ・当該業務は、第三者に委託することができない。
- ・両替等の手数料は、事業者負担とする。

(11) 自動販売機等設置管理業務

- ・自動販売機を適切な場所に設置し、管理すること。
- ・販売価格は、周辺の市場と乖離がないよう設定すること。
- ・自動販売機の売上金は、事業者に帰属するものとする。
- ・事業者は、自動販売機の設置に伴う目的外使用に係る使用料を組合に支払うこと。
- ・自動販売機による物品販売業務に要する光熱水費は、事業者の負担とする。光熱水費を明確に計測すること。
- ・事業期間中に自動販売機の台数を変更する場合は、組合の承認を得ること。

(12) その他本施設の運営上必要な業務

① 勤務管理

- ・事業者は、斎場職員の勤務計画を立案し、職員業務内容の監督を行うこと。
- ・事業者は、本施設でのサービスの質が施設内で働く職員の能力、意欲に依拠する部分が大きいことをよく認識し、応対マニュアル等を作成するとともに、定期的に職員教育及び研修（人権研修を含む。）を実施すること。

② 広報業務

- ・事業者は、施設の広報及び情報提供のために、ホームページや施設案内資料（パンフレット等）を作成し、市民及び利用者等に対し配布やその他の応対を行うこと。
- ・市民、葬祭事業者に対し、副葬品に関する啓発を行うこと。

③ 各種資料の作成、保管及び閲覧

- ・事業者は、墓地、埋葬等に関する法律において火葬場の管理者に作成が求められている資料を作成し、保管すること。また、事業者は、管理者が必要とする時に、作成資料を提出すること。
- ・事業者は、遺族関係者の請求があった時は、斎場に備え付けが求められている図面、帳簿又は書類等を閲覧に提供すること。当該閲覧に際しては、個人情報の保護に留意すること。

④ モニタリング

- ・事業者は、各業務について、セルフモニタリングを実施し、結果を組合へ報告の上、結果に基づき、業務改善及び継続的なサービスの向上を図ること。特に、アンケート等により、斎場利用者の意見や要望を聴き取り、3～5年間ごとにサービス水準の向上に向けた目標を定め、業務改善及び継続的なサービスの向上を図ること。
- ・組合がモニタリングを実施する場合は、これに協力すること。モニタリングに際して組合が要求する資料等については、速やかに提出すること。

⑤ 引き取りを希望しない焼骨

- ・利用者が引き取りを希望しない焼骨については、適切な方法で取り扱うこと。

⑥ 心づけ受領の禁止

- ・事業者及び関係者が、遺族や会葬者、葬祭事業者等から心づけを受領することは固く禁じる。心づけは、金銭のみでなく中元歳暮等の物品も含むものとする。

⑦ 保険

- ・事業者は、維持管理・運営期間中、自らの負担により保険に加入すること。

⑧ その他

- ・その他、本施設の運営業務を実施する上で必要な業務がある場合は、適切に実施すること。

6 事業期間終了時の対応

(1) 組合による確認

組合は事業期間終了時（事業期間終了の前3年以内）に、施設（本項において、建物、建築設備、火葬炉設備、外構及び敷地等すべての管理対象を含む斎場全体を指すこととする。）が「1-(5)-③事業期間終了時の要求水準」で示した水準を満たしているか確認する。

当該確認により施設が要求性能及び水準を満たしていないと判断される場合には、大規模修繕を含めて（不可抗力事由を除く）、事業者の責任において修繕等の対応を実施することとする。

(2) 事業者による報告

事業者は、事業期間終了の3年前までに、次の資料等を作成し、組合に提出すること。なお、事業終了までに内容を更新する部分等は、適宜追加、修正すること。

- ・備品台帳
- ・施設運営マニュアル（維持管理運営及び火葬炉運転等を対象とする次期事業者用のマニュアル）
- ・施設修繕記録（建物及び設備等（建築設備、火葬炉設備、外構等）の修繕内容、更新内容の一覧と修繕及び更新箇所を図示したものを含む。）
- ・施設診断報告書（建築、建築設備、火葬炉設備及び外構等、施設全体の劣化状況等を具体的に示したもの）
- ・長期修繕計画（建物、建築設備、火葬炉設備及び外構等、施設全体の長期的な修繕及び更新内容、時期、費用を示したもの。）
- ・事業実施報告書（本事業実施してきた総括、火葬件数や会葬者数等のデータのまとめ、事業期間終了後に事業を継続する上での課題、変更すべき業務内容等を記したもの。内容の詳細は事業者の提案とし、組合と協議の上、確定すること。）
- ・その他、組合が必要と判断した資料

(3) スケジュール

事業者は、組合と協議の上、前2項の実施スケジュールを作成すること。